

第2次上三川町障がい者基本計画



平成29年3月
上三川町

はじめに



障がいをお持ちの方が、いつまでも健康で、安心・安全な暮らしを上三川町で実現するため、町民の皆さまが共に支え合う豊かな町の実現を目指し、平成18年度に「上三川町障害者基本計画」を策定しました。計画期間として定めた平成28年度までの11年間で障がいをお持ちの方々を取り巻く状況は大きく変化いたしました。

平成18年4月に「障害者自立支援法」が施行し、平成24年には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改正されるなど、法制度の整備が進むにつれ、障がい福祉サービス等の認知が進み、各種サービスの受給機会は飛躍的に増加しました。

本町におきましても、「上三川ふれあいの家ひまわり」が平成23年度に開所し、障がいのある方の地域生活や社会生活における日中活動の場として、その役割の一部を担っております。

しかしながら、グループホーム等の住まいに関するサービスを提供する事業者が町内に皆無であることから生じる「親亡き後」に対する不安など、まだまだ未解決となっている問題が顕在しております。

このような問題をひとつずつ解決し、町民の皆さまが障がいの有無にかかわらず、安心して暮らせるまちづくりを計画的に実現するため「第2次上三川町障がい者基本計画」を策定いたしました。今後もこの計画をもとに、各種施策を実践してまいりたいと考えておりますので、一層のご支援ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画策定にあたり、貴重なご指導、ご協力をいただきました皆さまに心からお礼申し上げます。

平成29年3月

上三川町長 星野光利

上三川町障がい者基本計画

[目次]

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の背景と趣旨.....	1
第2節 計画の位置付け.....	5
第3節 障がい者計画と障がい福祉計画との関係.....	6
第4節 計画の期間.....	6
第5節 計画の対象者.....	7
第2章 障がいのある方をめぐる状況	8
第1節 障がい者数等の推移.....	8
第2節 障がい福祉サービス等利用実績.....	11
第3節 障がい者福祉に関するアンケート結果の概要.....	12
第4節 団体ヒアリングの結果概要.....	24
第5節 第1期計画の評価.....	28
第6節 障がい者施策の主要課題.....	30
第3章 計画の基本的な考え方	33
第1節 基本理念.....	33
第2節 計画の体系.....	34
第3節 施策の方向.....	35
第4章 具体的な施策	38
第1節 地域生活の充実.....	38
第2節 療育・教育体制の充実.....	41
第3節 雇用・就労の推進.....	44
第4節 情報・コミュニケーション手段の確保.....	46
第5節 理解と交流の促進.....	48
第6節 生活環境の整備.....	51
第7節 保健・医療の充実.....	55
第8節 権利擁護の充実.....	58
第9節 余暇活動・社会参加の促進.....	61
第5章 計画の円滑な推進	64
第1節 各主体の役割と連携体制の強化.....	64
第2節 計画の推進と進捗管理.....	65

資料編	66
1 用語集.....	66
2 上三川町障がい者基本計画策定の経過.....	70
3 上三川町地域自立支援協議会設置条例.....	71
4 上三川町地域自立支援協議会委員名簿.....	73

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と趣旨

障がい者基本計画は、障がい者福祉制度や社会経済情勢の変化を踏まえ、すべての住民が、障がいの有無にかかわらず、地域の中で互いに人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現に向け、町の障がい者施策を総合的かつ計画的に推進していくためのものです。

これまで上三川町においては、国・県等の動向及び障がい者の実態やニーズに対応し、「誰もがかがやくまち」、「みんなでささえあうまち」、「誇りがもてるまち」を計画の視点とし、生活支援体制や学校教育の充実、社会参加の促進等、様々な施策を推進し、「みんなで創ろう支え合う、一人ひとりかがやくかみのかわ」を基本理念とした『上三川町障害者基本計画（平成19年度～28年度）』を策定し、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。

そして、本計画は、関係法令や社会環境等が変化したこと、また、上記計画の計画期間が平成28年度で終了することに伴い、これまでの本町の取組の進展などを踏まえた見直しを実施し、新たな『上三川町障がい者基本計画』として策定するものです。

1 障がい者（児）施策の推進の経緯

(1) 障害者基本法の公布

我が国の障がい者施策は、身体障がい者及び知的障がい者の総合施策推進のための基本法制定を求める高まりを受け、昭和45年の「心身障害者対策基本法」において、その総合的な推進を図ることが示され、その後、「完全参加と平等」をテーマとする昭和56年の「国際障害者年」を契機に、さらに推進が図られることになりました。昭和58年には、「国際障害者年」を受けて「国連・障害者の十年」が宣言されたことを踏まえ、我が国における最初の「障がい者施策に関する長期計画」が策定され、平成5年には「障害者対策に関する新長期計画」を策定、さらに同年、それまでの「心身障害者対策基本法」を全面改正し、「障害者基本法」を公布しました。

(2) 障害者基本法に基づく長期計画の策定

国では、平成5年の「障害者対策に関する新長期計画（平成5年～14年）」（平成5年の障害者基本法の改正により、障害者基本計画の第1次計画とみなされた）に続き、平成14年には平成5年の障害者基本法の改正に基づく障害者基本計画（第2次、平成15年～24年）が策定されました。これにより、国では、障害のある方もない方も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す「ノーマライゼーションの理念」と、リハビリテーションの理念のもと、障がい者施策の総合的かつ効果的な推進を進めてきました。

【法令面での主な進展】

- 平成 16 年 発達障害者支援法（平成 16 年法律第 167 号）の制定
- 平成 17 年 障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）の制定
- 平成 18 年 改正教育基本法（平成 18 年法第 120 号）
バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律、平成 18 年法律第 91 号）

(3) 支援費制度の施行

平成 11 年の「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の改正に伴い、平成 14 年 4 月から精神保健福祉事務が県から市町村に移管され、市町村が精神障がい者のための福祉サービスを実施することとなりました。また、平成 15 年には社会福祉基礎構造改革の一環として、県・市町村が福祉サービスの内容やサービスを行う事業者や施設を決定するといったそれまでの「措置制度」から、障がい者の自己決定を尊重し、事業者との対等な関係・契約によりサービスを利用する「支援費制度」が始まるという大きな制度改革が行われました。

(4) 障害者自立支援法の施行

平成 18 年 4 月に「障害者自立支援法」が施行され、①障がいの種別にかかわらずサービスが利用できるよう障がい福祉サービスを一元化し、施設・事業を再編、②市町村が一元的にサービスを提供する、③利用者応益負担と国の財政責任の明確化、④就労支援の抜本的強化、⑤支給決定の仕組みの透明化・明確化等が挙げられ、障がい者施策の大きな転換が図られました。

(5) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）の施行

我が国の障がい者福祉制度は、平成 15 年に「支援費制度」が施行され、平成 18 年には「障害者自立支援法」へ移行し、平成 24 年に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」と改正、平成 25 年 4 月に施行（一部 26 年 4 月施行）されました。障害者総合支援法では、①法に基づく総合的かつ計画的な支援の実施のために基本理念を制定、②障がい者の範囲に難病等を追加し、制度の谷間のない支援を提供、③障害程度区分を障害支援区分に改定、重度訪問介護の対象を拡大、共同生活介護（ケアホーム）を共同生活援助（グループホーム）に一元化、地域移行支援の対象を拡大、地域生活支援事業の追加など、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備などの主な改正がされています。

(6) 障害者基本計画（第3次）の策定

国では、障害者基本計画（第2次）の期間の満了を迎えるにあたって、障害者政策委員会において、国際社会の状況やこれまでの国における取組の進展などを踏まえ、平成24年7月以降審議を行ってきました。この審議の結果を踏まえ、障害者基本計画（第3次、平成25年度～29年度）を策定し、平成23年の障害者基本法改正の内容を踏まえ、①地域社会における共生等、②差別の禁止、③国際的協調などを盛り込んだ計画としています。

(7) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針の策定

国では、平成27年に、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第6条第1項の規定に基づき、①不当な差別的扱いの禁止、②社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮^{※1}の実施、③行政機関等が講ずるべき差別を解消するための措置などを定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」を策定しました。

【近年の法令面での進展】

- 平成24年 障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）（平成17年法律第123号）の制定
障害者優先調達推進法（国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律）（平成24年法律第50号）の制定
- 平成25年 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）（平成25年法律第65号）の制定
成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律（平成25年法律第21号）の制定
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正（平成25年法律第47号）
- 平成26年 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第69号）
- 平成28年 障害者雇用促進法の改正（障害者の雇用の促進等に関する法律）（平成27年法律第72号）
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の改正（平成28年法律第65号）
発達障害者支援法の一部を改正する法律の改正（平成28年法律第64号）

※1 合理的配慮：障がい者から何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な便宜のことをいいます。

(8) 障害者権利条約

平成 18 年 12 月 13 日に、障害者権利条約（障害者の権利に関する条約）が国連総会本会議で採択され、平成 20 年 5 月 3 日に発効されました。我が国では、平成 19 年 9 月 28 日に署名し、「障害者総合支援法」「障害者差別解消法」などの成立に伴い、国内の法律が条約の求める水準に達したとして、平成 26 年 1 月 20 日に、批准書を寄託しました。障害者権利条約は、障がい者の人権保障に関する初めての国際条約であり、50 か条からなり、法的な拘束力があります。

この条約の主な内容としては、

- 1) 一般原則（障がい者の尊厳、自律及び自立の尊重、無差別、社会への完全かつ効果的な参加及び包容等）
- 2) 一般的義務（合理的配慮の実施を怠ることを含め、障がいに基づくいかなる差別もなしに、すべての障がい者のあらゆる人権及び基本的自由を完全に実現することを確保し、及び促進すること等）
- 3) 障がい者の権利実現のための措置（身体的自由、拷問の禁止、表現の自由等の自由権的権利及び教育、労働等の社会権的権利について締約国がとるべき措置等を規定。社会権的権利の実現については漸進的に達成することを許容）
- 4) 条約の実施のための仕組み（条約の実施及び監視のための国内の枠組みの設置。障がい者の権利に関する委員会における各締約国からの報告の検討）
となっています。

(9) 栃木県の動向

栃木県においては、国等の障がい福祉行政を取り巻く状況の変化に的確に対応し、「完全参加と平等」をテーマとした昭和 56 年の国際障害者年を契機として、県における障がい福祉に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成 21 年 3 月に「新とちぎ障害者プラン 21」を策定し、障がい者基本計画を策定してきました。

その後、平成 27 年度を初年度とする「とちぎ障害者プラン 21(2015～2020)栃木県障害者計画」を策定しました。

また、県では、全ての県民が、障がいの有無にかかわらず、共に支え合う地域社会の実現を目指し、障がい者差別の解消に取り組んでいくため、「栃木県障害者差別解消推進条例」が平成 28 年 10 月 1 日に施行されました。

(10) 上三川町のこれまでの取り組み

本町においては、国・県等の動向及び障がい者の実態やニーズに対応し、在宅サービスや施設サービスの充実、社会参加の促進等、様々な施策を推進し、障がい者がいつまでも健康で、安全・安心な暮らしを実現することができるよう、住民が支え合う豊かなまちの実現をめざし、平成19年度に「みんなで創ろう支え合う、一人ひとりかがやくかみのかわ」を基本理念とした『上三川町障害者基本計画（平成19年度～28年度）』を策定し、障がい者施策の総合的かつ計画的な推進に努めてきました。また、平成26年度には「上三川町第4期障がい福祉計画」（平成27年度から平成29年度）を策定し、障がい福祉サービスの円滑な提供や基盤整備をしていくための見直しが行われました。

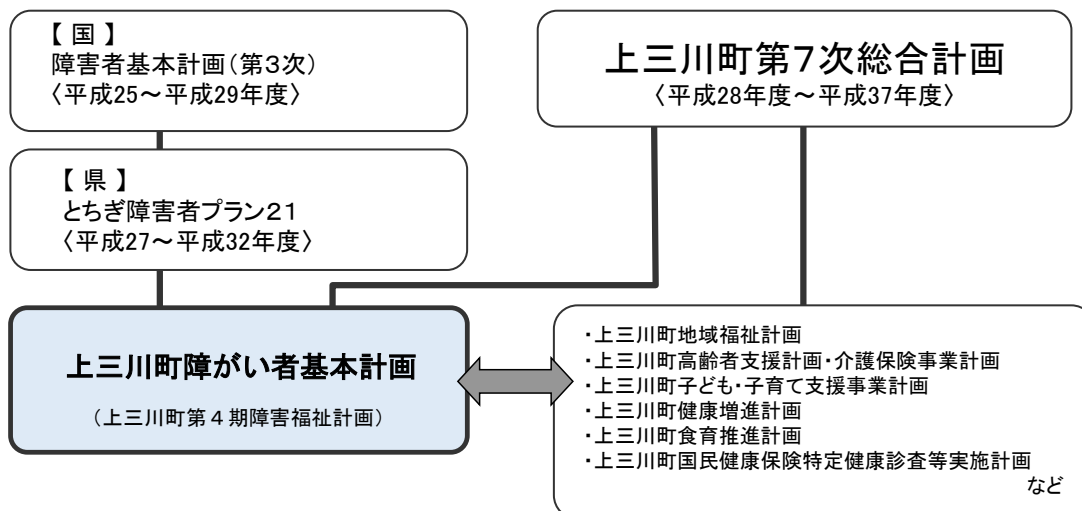
今後は、さらに障がい者の自立生活の実現や利用者の立場に立ったサービス提供の実現や、各障がい福祉サービスが充実するよう検討を行い、障がい者施策を計画的に推進していきます。

第2節 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定します。国および栃木県それぞれが策定した関連の計画との整合・連携を図りながら、障がい者施策を総合的にかつ計画的に定めます。

また、「上三川町第7次総合計画」（平成28年3月）の部門別計画として策定するとともに、国及び栃木県が策定した上位計画・関連計画、本町が策定した他の関連計画との整合・連携を図ります。

この計画は、町が取り組むべき今後の障がい者施策の基本方向を定めた総合的な計画であり、同時に、住民や関係企業・各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となるものです。



第3節 障がい者計画と障がい福祉計画との関係

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として策定します。また、国及び栃木県が策定した関連計画との整合・連携を図りながら、障がい者施策を総合的、計画的に定めるものです。

一方、障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する市町村障害福祉計画」であって、策定にあたっては国の定める基本指針に即し、栃木県の計画との整合を図ります。

障がい者施策の基本的な方向性を示す障がい者計画と、障がい福祉サービス等の提供体制の確保等について定める障がい福祉計画とは、相互に補完的な計画として策定されるものとなっています。

第4節 計画の期間

本計画の対象期間は、3年ごとに策定される「上三川町障がい福祉計画」の計画終了期間に合わせ平成29年度から平成35年度までの7年間とします。また、目標年度である平成35年度には、事業の検証や評価を行った後、国の動向等を注視しながら、次期計画の策定について検討していきます。

また、社会情勢の変化や計画の進捗状況等により必要に応じ見直しを行います。

H27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	34年度	35年度	36年度
第6次 総合計画	上三川町第7次総合計画(平成28年度～37年度)								
上三川町障害者基本計画 (平成19年度～28年度)	上三川町障がい者基本計画 (平成29年度～35年度)							次期計画	
上三川町障がい福祉計画 (第4期)	上三川町障がい福祉計画 (第5期)		上三川町障がい福祉計画 (第6期)			上三川町障がい福祉計画 (第7期)			

第5節 計画の対象者

本計画では、障害者基本法第2条に定義する障がい者を施策の対象とします。

ただし、具体的事業の対象となる障がい者の範囲は、個別の法令等の規定によりそれぞれ限定されます。

障害者基本法第2条

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

上記の人々を本計画の対象としていますが、障がいのある方もない方も分け隔てなく共に生きる社会の実現を目指すという理念においては、あらゆる住民の理解と協力が必要であることから、全住民が計画の対象とも言えます。

第2章 障がいのある方をめぐる状況

第1節 障がい者数等の推移

1 身体障がい者手帳所持者の状況

身体障がい者手帳の所持者は、平成23年度以降、微増傾向にあり、平成27年度では1,136人となっています。最も多いのは肢体不自由者・児となっており、平成23年と比べ平成27年度では81人増加の532人となっています。

また、平成27年度の等級別割合を見ると、1級と2級を合わせた割合は45.5%と手帳所持者のほぼ半数を占めています。

身体障がい者手帳所持者数の推移

(単位：人)

区分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	増減 H23→H27
視覚障がい者・児	56	57	56	56	56	100.0%
聴覚・平衡機能障がい者・児	162	180	181	193	202	124.7%
音声・言語・そしゃく機能障がい者・児	11	12	11	11	13	118.2%
肢体不自由者・児	451	488	503	508	532	118.0%
内部障がい者・児	235	250	243	262	283	120.4%
複合	60	51	49	49	50	83.3%
合計	975	1,038	1,043	1,079	1,136	116.5%

各年度3月31日現在

等級別身体障がい者手帳交付者数（内訳）

(単位：人)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい者・児	25	15	5	2	7	2	56
聴覚・平衡機能障がい者・児	0	43	23	89	1	46	202
音声・言語・そしゃく機能障がい者・児	0	0	9	4	0	0	13
肢体不自由者・児	73	135	101	136	47	40	532
内部障がい者・児	180	6	23	74	0	0	283
複合	32	8	7	0	3	0	50
比率	27.3%	18.2%	14.8%	26.9%	5.1%	7.7%	100.0%
合計	310	207	168	305	58	88	1,136

平成28年3月31日現在

2 療育手帳所持者の状況

療育手帳の所持者は、平成23年度以降増加傾向で推移し、平成27年度では228人となっています。また、平成27年度の程度別療育手帳交付者数を見ると、B1の割合が最も多くなっています。

療育手帳所持者数の推移

(単位：人)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	増 減 H23→H27
療育手帳所持者	200	204	223	220	228	114.0%

各年度3月31日現在

程度別療育手帳交付者数（内訳）

(単位：人)

区 分	A※	A1	A2	B1	B2	合 計
18歳未満	0	0	11	11	23	45
18歳以上	3	36	42	64	38	183
合 計	3	36	53	75	61	228
構成比	1.3%	15.8%	23.2%	32.9%	26.8%	100.0%

平成28年3月31日現在

※「A」は制度改正前に判定を受けた方となっています。

3 精神障がい者保健福祉手帳所持者の状況

精神障がい者保健福祉手帳の所持者は、平成23年度以降増加で推移し、平成27年度では平成23年度に比べ44人増加の143人となっています。等級別の推移では、1級及び3級の増加割合が2級に比べ高くなっています。

また、自立支援医療（精神通院）制度受給者数も増加傾向にあり、平成27年度は、平成23年度に比べ48人増加の289人となっています。

精神障がい者保健福祉手帳交付者数の推移

(単位：人)

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	増 減 H23→H27
1 級	19	17	21	24	37	194.7%
2 級	59	56	59	68	69	117.0%
3 級	21	23	30	33	37	176.2%
合 計	99	96	110	125	143	144.4%

各年度3月31日現在

自立支援医療（精神通院）制度受給者数の推移
(単位：人)

区 分	自立支援医療（精神通院）制度受給者
平成 23 年度	241
平成 24 年度	248
平成 25 年度	275
平成 26 年度	282
平成 27 年度	289

各年度 3 月 31 日現在

4 難病患者の状況

難病患者等福祉手当の受給者数は、平成 27 年度で 209 人となっており、平成 23 年度に比べ 63 人増加しています。

また、平成 26 年 5 月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、平成 27 年 1 月から新たな指定難病等に係る医療給付制度が実施されています。対象疾患数が平成 27 年 7 月に 306 疾患に拡大されたことに伴い、今後もさらに受給者数の増加が見込まれます。

難病患者等福祉手当の推移
(単位：人)

区 分	特定疾患医療券交付者
平成 23 年度	146
平成 24 年度	172
平成 25 年度	182
平成 26 年度	199
平成 27 年度	209

各年度 3 月 31 日現在

第2節 障がい福祉サービス等利用実績

1 障がい福祉サービス利用実績

本町の障がい福祉サービスの利用実績は以下の通りとなります。介護給付は平成 25 年に比べやや減少傾向となっており、訓練等給付・障がい児通所給付費については、平成 26 年で減少しましたが、平成 27 年度では、大きく増加しました。

(人/日)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年	平成 27 年度
介護給付	2,106	1,969	2,015
訓練等給付	1,220	1,197	1,551
障がい児通所給付費	81	51	206
合計	3,407	3,217	3,772

※療養介護、宿泊型自立訓練、地域相談支援は除く

2 居住系サービス

施設入所支援はほぼ同水準で推移していますが、グループホームは利用者が増加しています。

(実利用人数)

区 分	平成 25 年度	平成 26 年	平成 27 年度
施設入所支援	34	33	34
共同生活援助 (グループホーム)	13	15	21
合計	47	48	55

第3節 障がい者福祉に関するアンケート結果の概要

(1) 調査の目的

本調査は、本計画の基礎資料として、本町に在住する障がい者の生活の状況や要望、障がい者施策に対する意見等を調査し、障がい者をめぐる現状の把握を行うことを目的に実施しました。

(2) 調査実施期間

配布：平成28年7月22日（金）

回収：平成28年8月5日（金）

(3) 調査実施対象者

- ・上三川町在住の障がい者手帳をお持ちの方から700名を抽出。

(4) 調査票の配布・回収方法

- ・返信用封筒を同封して発送・郵送回収

(5) 調査票の回収数及び有効回収率

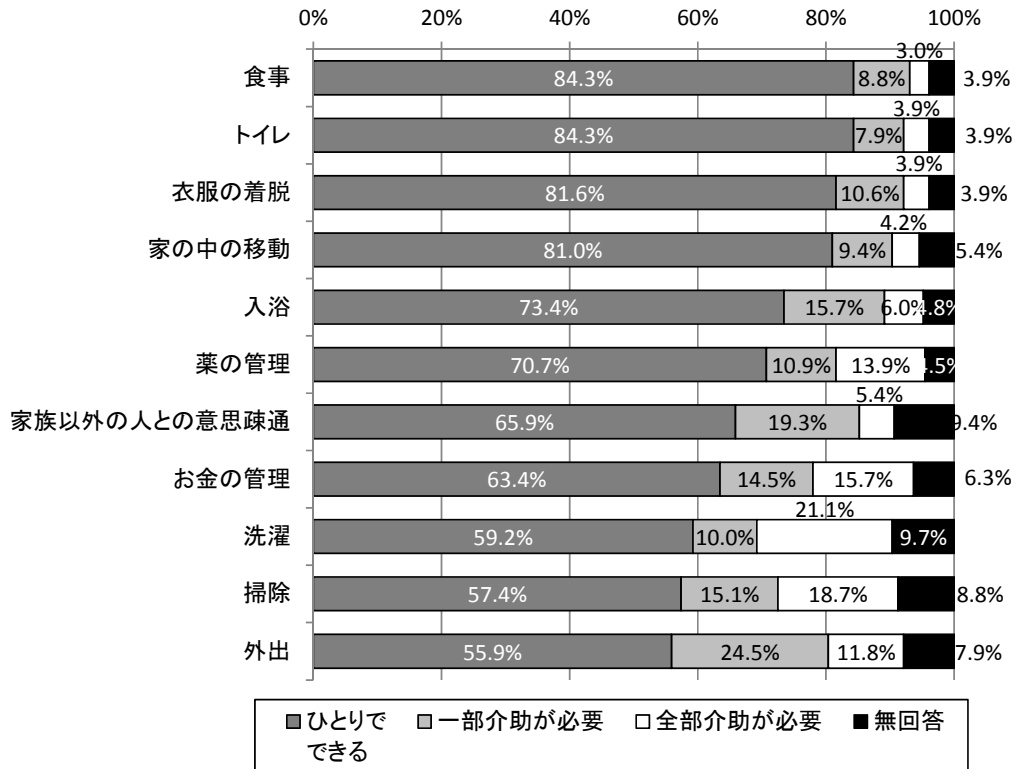
対象	配布数	回収数	回収率	有効 回答数	有効 回収率
障がい者手帳所持者	700	331	47.3%	331	47.3%

(5) 調査結果概要

問 日常生活で、次のことをどのようにしていますか。①から⑪のそれぞれにお答えください。

「ひとりでできる」の割合が高い項目については、「食事」、「トイレ」、「衣服の着脱」、「家の中の移動」で8割を超え高くなっています。

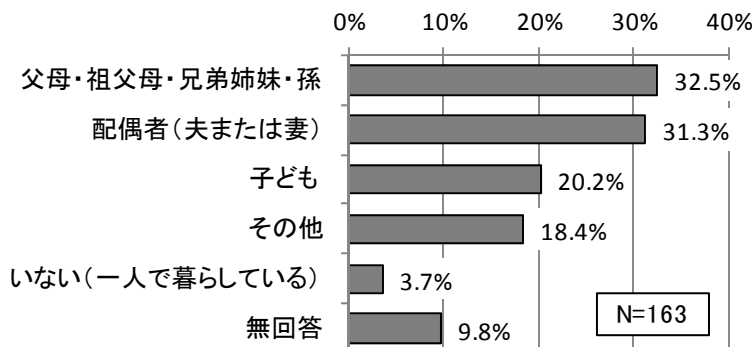
「介助が必要（一部介助が必要、全部介助が必要を合わせて）」の割合が高い項目については、「外出」、「掃除」、「洗濯」、「お金の管理」で3割を超え高くなっています。



※ N= は回答者人数を表しています。

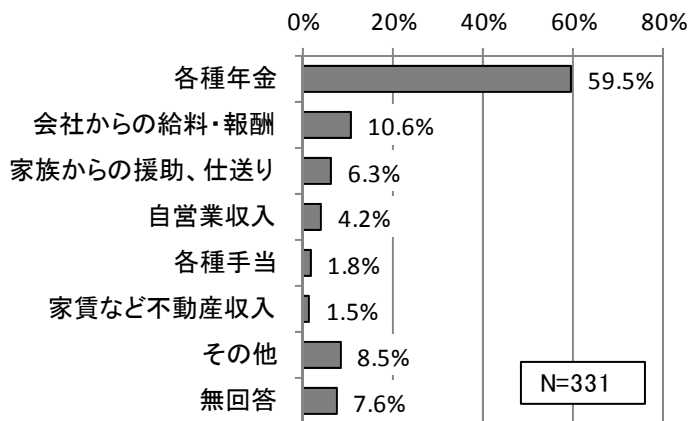
問 あなたを介助してくれる方は主に誰ですか。

主な介助者については、「父母・祖父母・兄弟姉妹・孫」の割合が32.5%と最も高く、次いで「配偶者（夫または妻）」が31.3%、「子ども」が20.2%となっています。



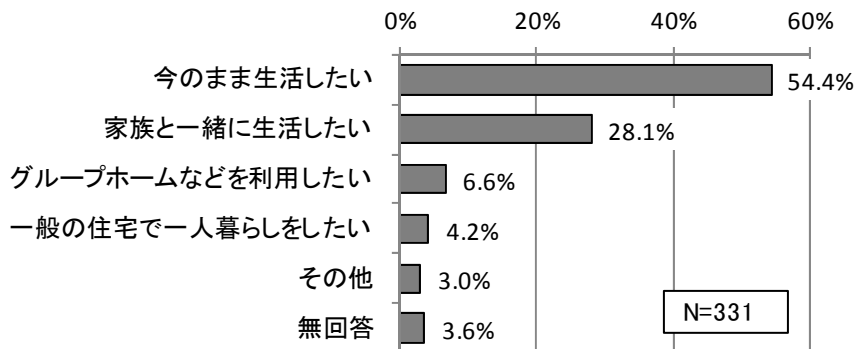
問 あなたの収入は何ですか。

収入源については、「各種年金」の割合が59.5%と最も高く、次いで「会社からの給料・報酬」が10.6%、「家族からの援助、仕送り」が6.3%となっています。



問 あなたは将来、どのような暮らしをしたいと思いますか。

将来の暮らしについては、「今のままの生活をしたい」の割合が54.4%と最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」が28.1%、「グループホームなどを利用したい」が6.6%となっています。



問 何年後にグループホームなどを利用したいと思いますか。

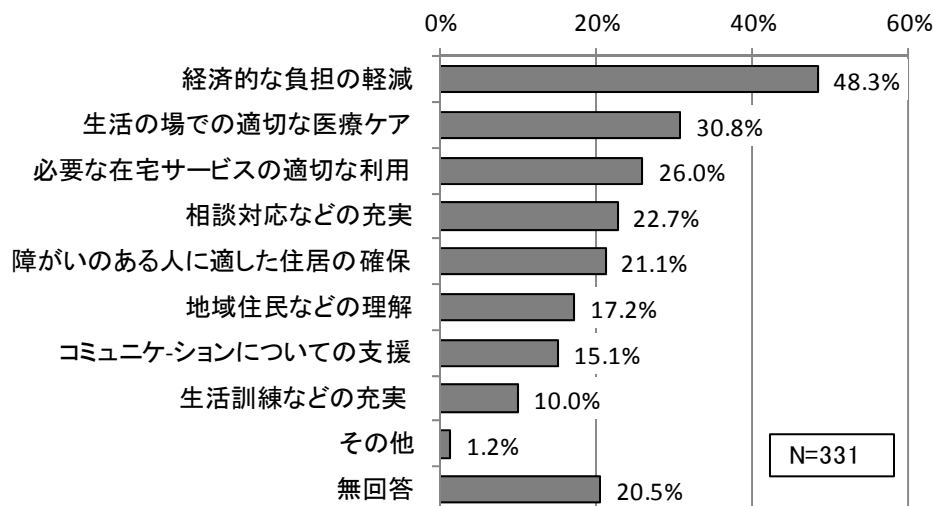
(年数をお答えください)

何年後にグループホームを利用したいかについては、「11～20年後」が6件と最も多く、次いで「1～5年後」が5件、「6年～10年後」が4件となっています。

思う		22人
1年以内	2	9.1%
1年～5年後	5	22.7%
6年～10年後	4	18.2%
11年～20年後	6	27.3%
無回答	5	22.7%
思わない	309	
合計	331	

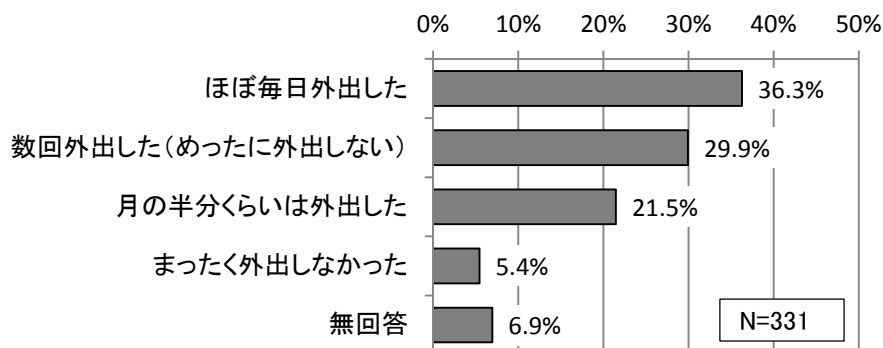
問 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思いますか。

地域で生活するための支援については、「経済的な負担の軽減」の割合が48.3%と最も高く、次いで「生活の場での適切な医療ケア」が30.8%、「必要な在宅サービスの適切な利用」が26.0%となっています。



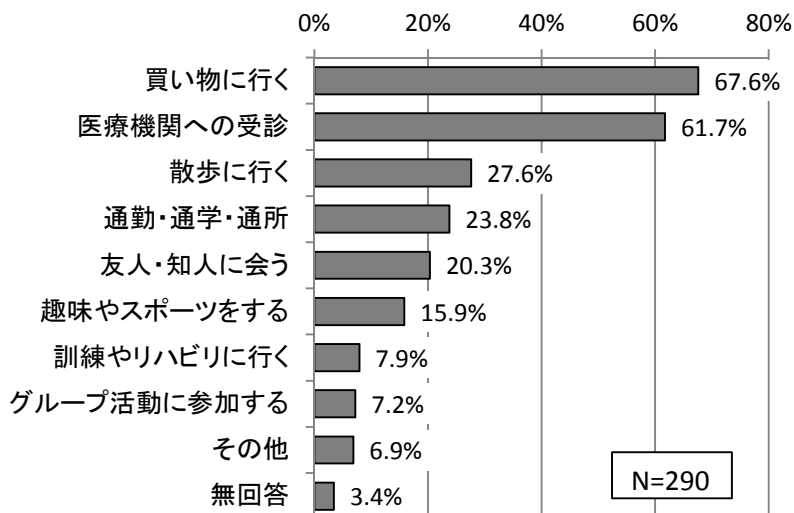
問 あなたは、最近1ヶ月にどの程度外出しましたか。

最近1ヶ月にどの程度外出したかについては、「ほぼ毎日外出した」の割合が36.3%と最も高く、次いで「数回外出した（めったに外出しない）」が29.9%、「月の半分くらいは外出した」が21.5%となっています。



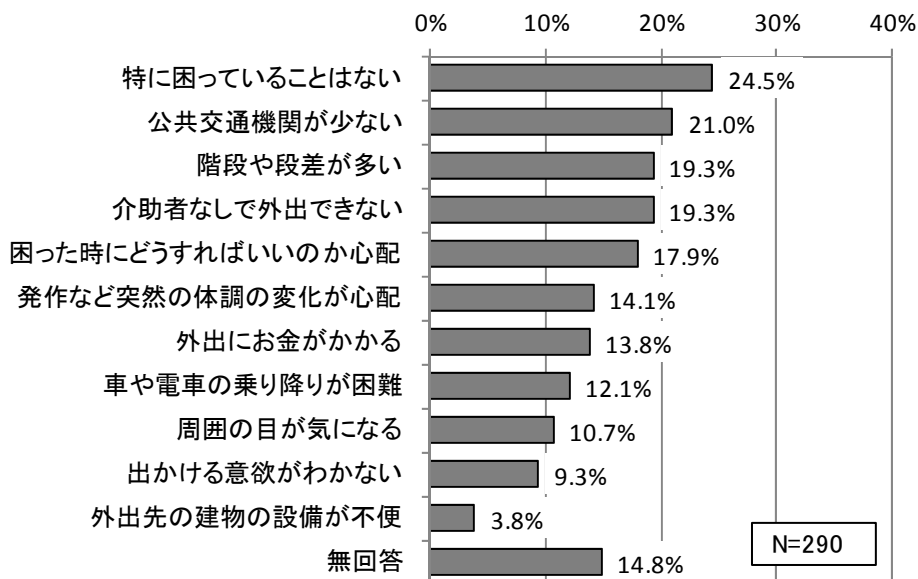
問 あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。

外出する目的については、「買い物に行く」の割合が 67.6%と最も高く、次いで「医療機関への受診」が 61.7%、「散歩に行く」が 27.6%となっています。



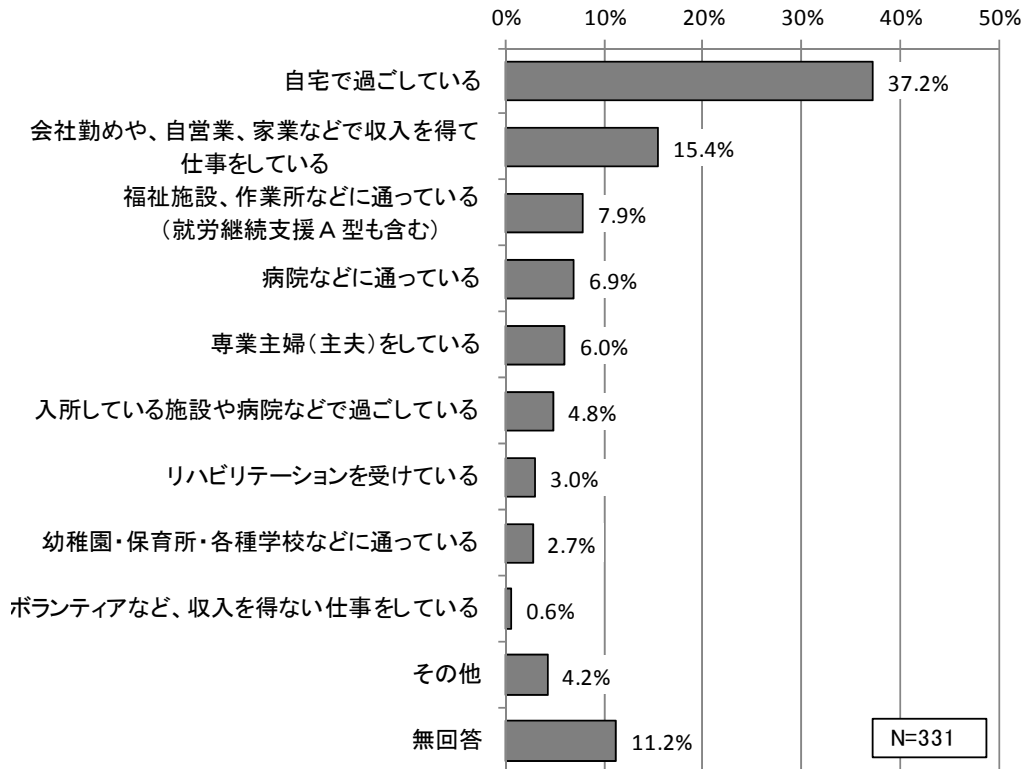
問 外出する時に困ることは何ですか。

外出時に困ることについては、「公共交通機関が少ない」が21.0%と最も高く、次いで「階段や段差が多い」、「介助者なしで外出できない」が共に19.3%となっています。また、「特に困っていることはない」の割合は24.5%となっています。



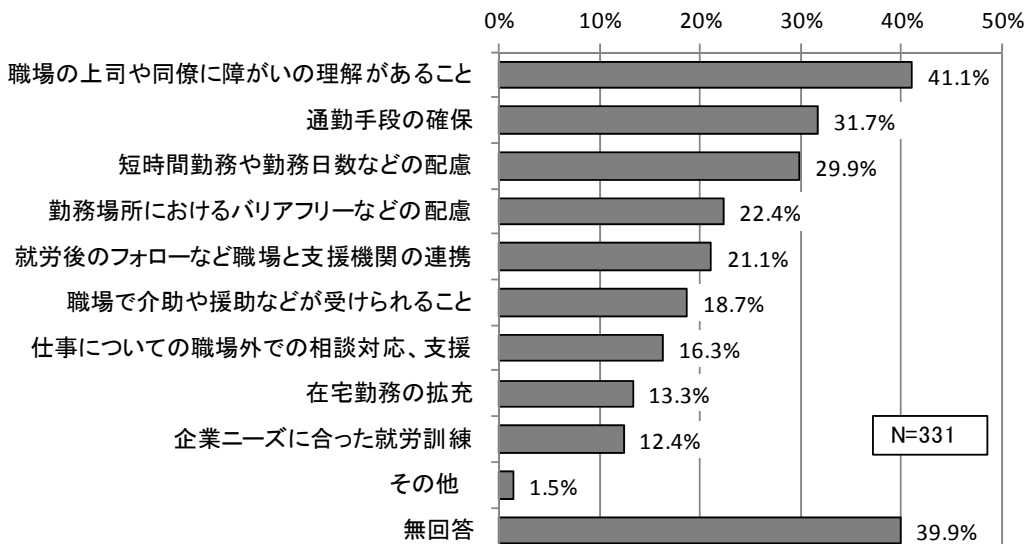
問 あなたは、平日の日中を主にどのように過ごしていますか。

平日の日中の過ごし方については、「自宅で過ごしている」の割合が37.2%と最も高く、次いで「会社勤めや、自営業、家業などで収入を得て仕事をしている」が15.4%、「福祉施設、作業所などに通っている（就労継続支援A型も含む）」が7.9%となっています。



問 あなたは、障がいのある人への就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。

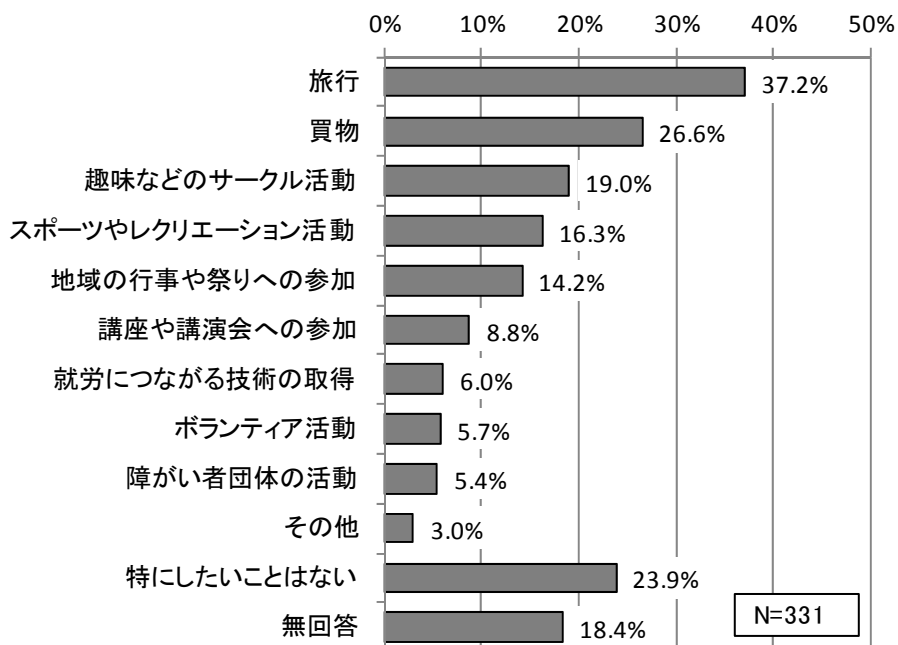
障がいのある人への就労支援として、必要だと思うことについては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」の割合が41.1%と最も高く、次いで「通勤手段の確保」が31.7%、「短時間勤務や勤務日数などの配慮」が29.9%となっています。



問 あなたは、今後どのようなことをしたいですか。

今後やりたいことについては、「旅行」の割合が37.2%と最も高く、次いで「買物」が26.6%、「趣味などのサークル活動」が19.0%となっています。

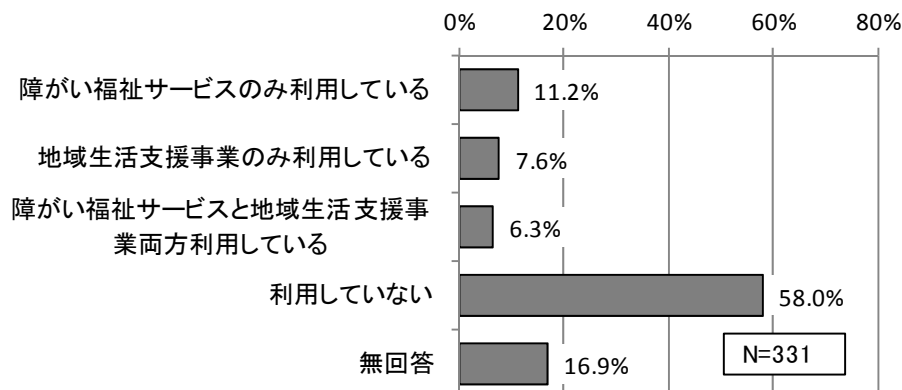
また、「特にしたいことはない」の割合は23.9%となっています。



問 現在、あなたは障がい福祉サービスや地域生活支援事業を利用していますか。

現在、利用しているサービスについては、「障がい福祉サービスのみ利用している」の割合が11.2%と最も高く、次いで「地域生活支援事業のみ利用している」が7.6%、「障がい福祉サービスと地域生活支援事業両方利用している」が6.3%となっています。

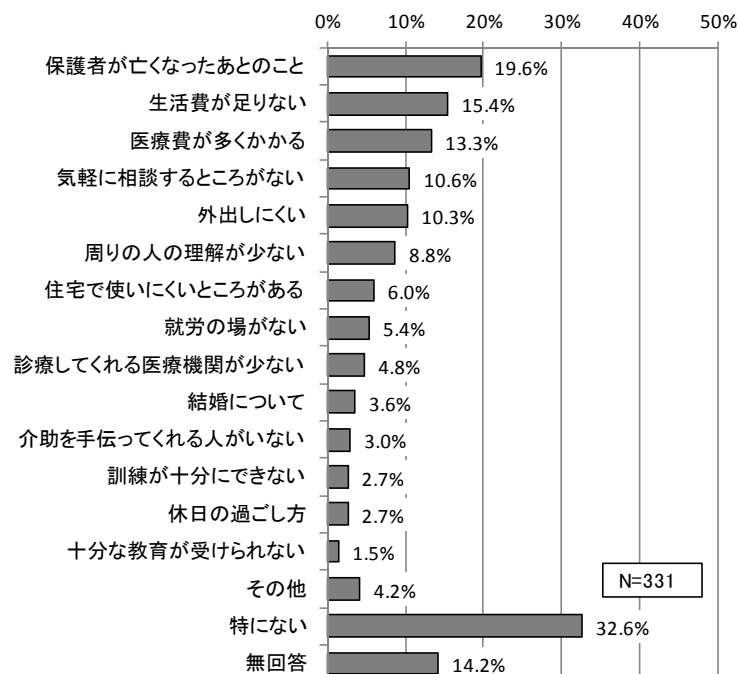
また、「利用していない」の割合は58.0%となっています。



問 現在の生活で困っていることや悩んでいることはありますか。

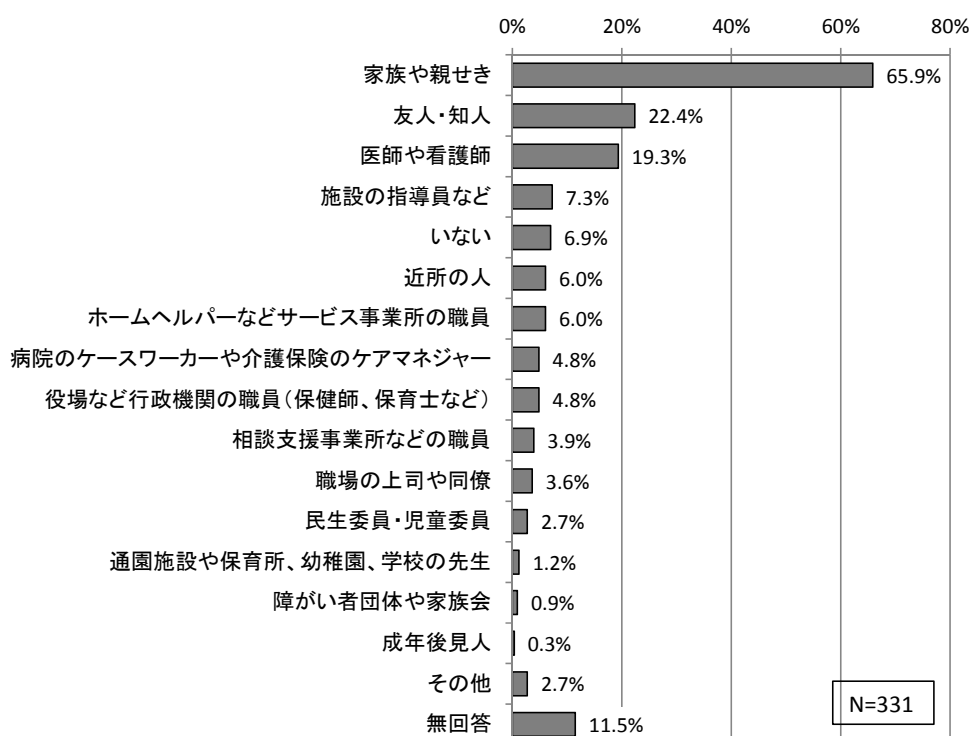
現在の生活で困っていることや悩んでいることについては、「保護者が亡くなったあとのこと」の割合が19.6%と最も高く、次いで「生活費が足りない」が15.4%、「医療費が多くかかる」が13.3%となっています。

また、「特にない」の割合は32.6%となっています。



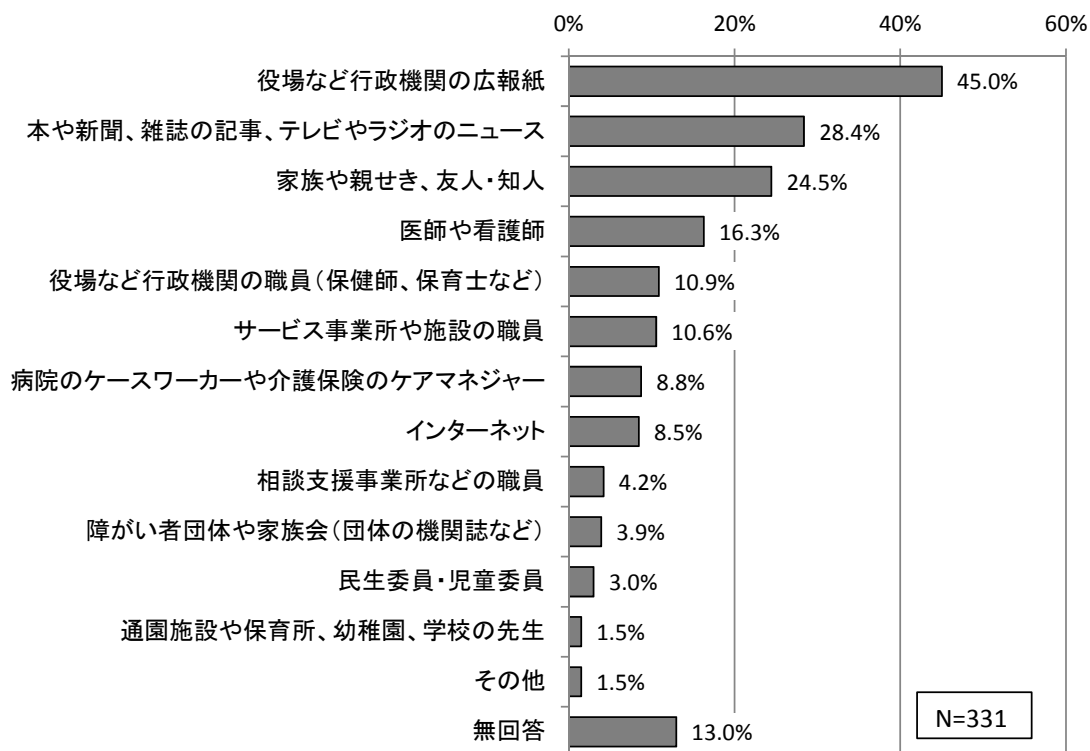
問 あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

悩みや困りごとの相談相手については、「家族や親せき」の割合が65.9%と最も高く、次いで「友人・知人」が22.4%、「医師や看護師」が19.3%となっています。



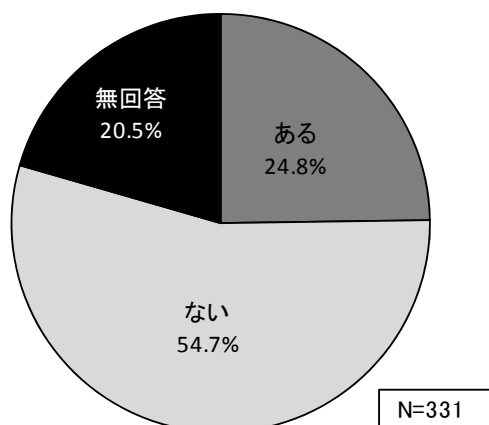
問 あなたは障がいのことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。

障がいのことや福祉サービスなどに関する情報の入手先については、「役場など行政機関の広報紙」の割合が45.0%と最も高く、次いで「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が28.4%、「家族や親せき、友人・知人」が24.5%となっています。



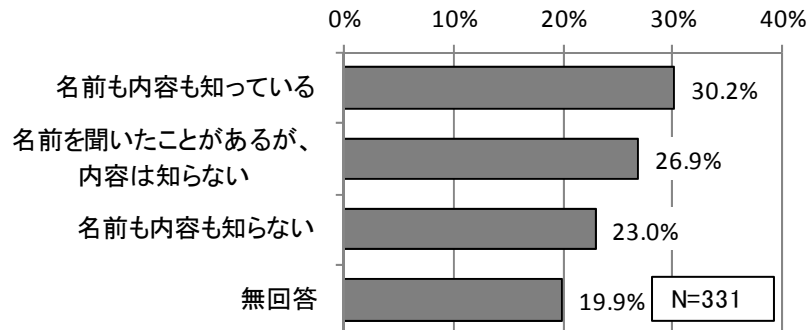
問 あなたは、障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがありますか。

障がいがあることで差別や嫌な思いをしたことがあるかについては、「ない」が54.7%、「ある」が24.8%となっており、4人に1人が差別や嫌な思いをしたことがあると回答しています。



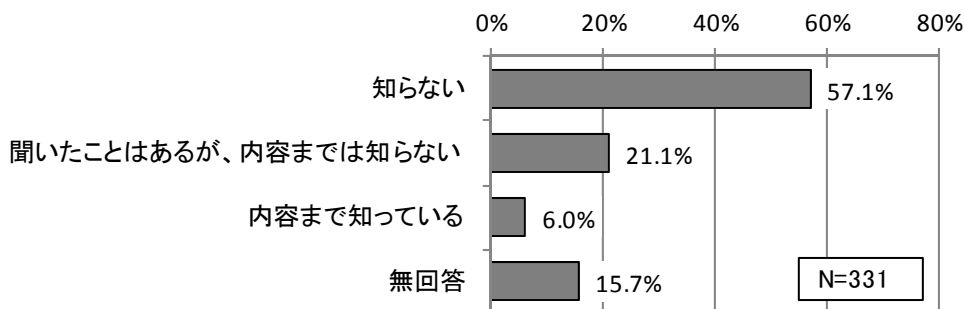
問 あなたは成年後見制度についてご存じですか。

成年後見制度については、「名前も内容も知っている」の割合が30.2%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が26.9%、「名前も内容も知らない」が23.0%となっています。



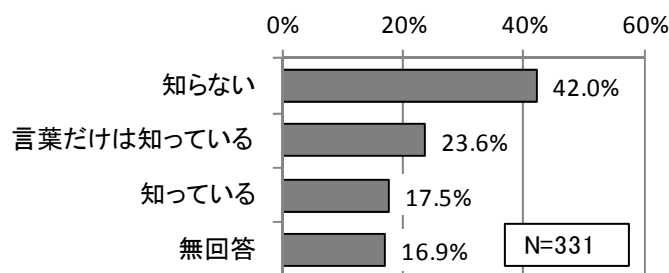
問 あなたは、平成28年4月1日に施行された「障害者差別解消法」で規定されている「合理的配慮」という言葉を知っていますか。

「合理的配慮」という言葉については、「知らない」の割合が57.1%と最も高く、次いで「聞いたことはあるが、内容までは知らない」が21.1%、「内容まで知っている」が6.0%となっています。



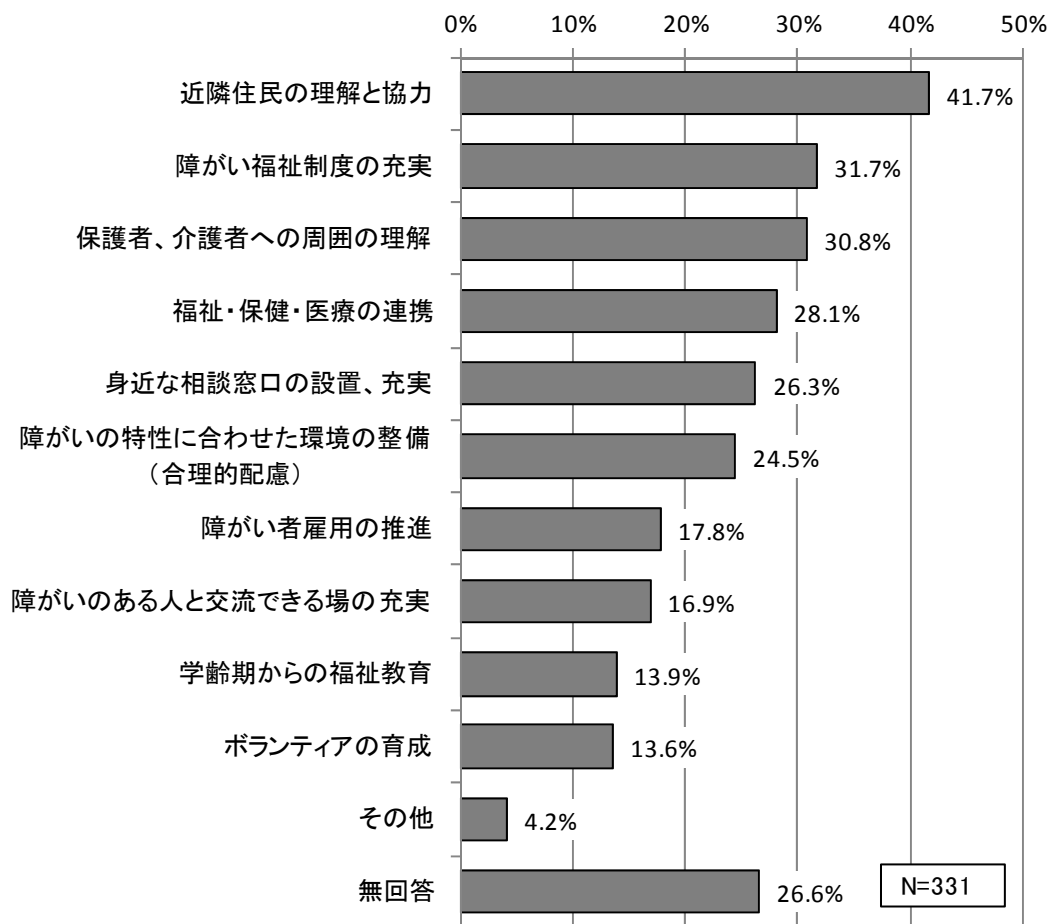
問 あなたは、「障がいのある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らす」ことを目指す『共生社会』という考え方を知っていますか。

『共生社会』という考え方については、「知らない」の割合が42.0%と最も高く、次いで「言葉だけは知っている」が23.6%、「知っている」が17.5%となっています。



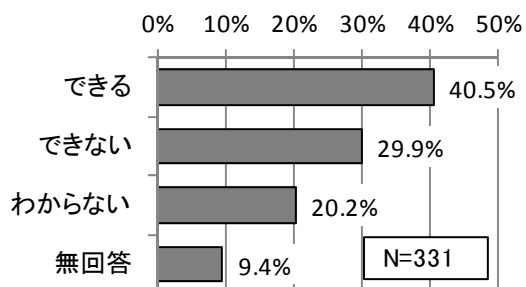
問 あなたは、共生社会を実現するために、どのようなことが必要だと思いますか。

共生社会を実現するために、必要だと思うことについては、「近隣住民の理解と協力」の割合が41.7%と最も高く、次いで「障がい福祉制度の充実」が31.7%、「保護者、介護者への周囲の理解」が30.8%となっています。



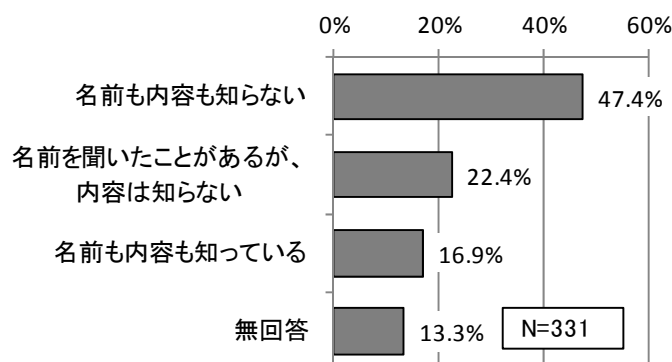
問 あなたは、災害時に一人で避難できますか。

災害時に一人で避難できるかについては、「できる」の割合が40.5%と最も高く、次いで「できない」が29.9%、「わからない」が20.2%となっています。



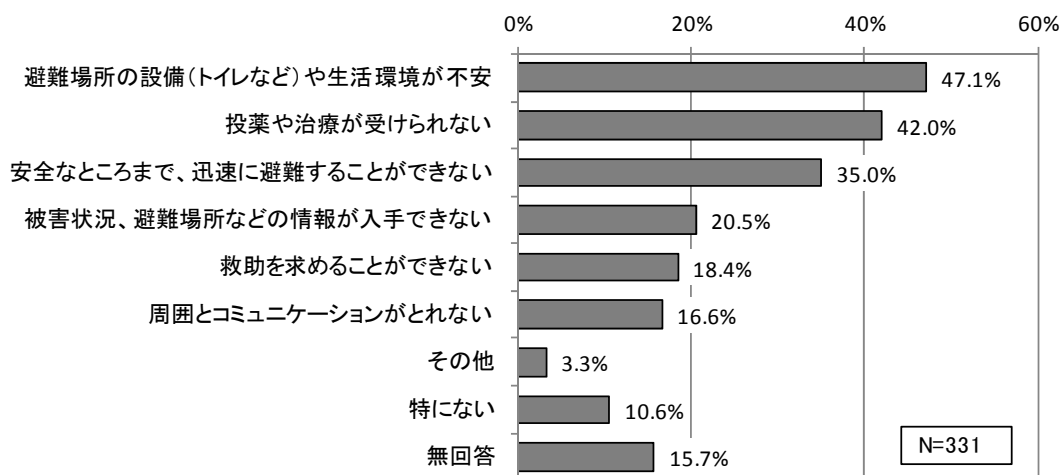
問 災害時要援護者登録制度を知っていますか。

災害時要援護者登録制度については、「名前も内容も知らない」の割合が47.4%と最も高く、次いで「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が22.4%、「名前も内容も知っている」が16.9%となっています。



問 災害時に困ることは何ですか。

災害時に困ることについては、「避難場所の設備（トイレなど）や生活環境が不安」の割合が47.1%と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」が42.0%、「安全なところまで、迅速に避難することができない」が35.0%となっています。



第4節 団体ヒアリングの結果概要

(1) 調査実施期間

平成28年8月24日(水)～平成28年9月30日(金)

(2) 調査実施対象者

上三川町内の障がい者団体 4団体

(3) ヒアリング結果概要

①手をつなぐ育成会(知的障がい児者の親、保護者などの会)

ヒアリング日時:平成28年8月24日(水)午後1時30分～午後3時

◆団体の活動について

- ・レクリエーション活動(山梨県、宿泊)、町高齢者・障がい者スポーツ大会、生活訓練、パン教室、ふれあい健康福祉まつり、出店、バザー、女子会、音楽会(ミニコンサート)等。
- ・旅行等のとき母親が同行すると息子の面倒が難しい。ヘルパーの宿泊での利用ができない。
- ・制度について親が理解できるような勉強会(情報収集)を開いてほしい。
- ・若い世代との交流をしていきたい。そこから会員を増やしていきたい。

◆障がいのある方の地域生活について

- ・災害時にこだわりが強く移動ができない。仮に避難できた場合、環境の変化にパニックを起こし、避難所では生活ができない。「ひまわり」を障がい者専用の避難所としてほしい。
- ・親が支援できなくなったときのサポートがほしい。
- ・居住系サービスが必要。

◆障がい者理解、差別について

- ・じっと見られることは多い。
- ・障がい者理解の授業を小学校で実施してほしい。子どもころから障がいへの理解をしてほしい。

◆将来について

- ・今後、自宅をリフォームし重度の知的障がい者用グループホームをつくりたい。
- ・親が支援できなくなったときに住めるところが必要。
- ・安心して生活できることが親としての希望。さらに住み慣れた上三川町で住めると良い。
- ・短期入所の利用をすると薬を使用され、迎えの際に必ず寝ている。支援側の都合で薬を使用されるのは悲しい。

②アイの会（視覚障がいをもつ方などの会）

ヒアリング日時：平成28年8月25日 午前10時30分～11時50分

◆団体の活動について

- ・毎月第4木曜日午前10時～午後2時。近況報告をしながら、情報交換。
- ・活動のうち、年に数回外食や散歩、花見、調理実習をしている。
- ・身体障がい者福祉会の日帰り旅行へ参加。
- ・今後は、行動範囲を広げたい。北海道などでおいしいものを食べたい。ただ、交通手段が問題。ボランティアの負担が大きくなってしまう。
- ・アイの会で旅行に行くときに町バスを使いたい。

◆障がいのある方の地域生活について

- ・災害時に避難所での支援がほしい。周りの方に障がいがあると認識してほしい。それにより支援を受けることができるかもしれない。避難所では、(障がいがある旨記載された)ゼッケンなどがあると良いかもしれない。ゼッケンをつけるかは、個人で判断したい。
- ・デマンドバスを利用できないことは困る。
- ・通院介助は助かっている。ただ、夜間や緊急時の対応ができないことが不安。

◆障がい者理解、差別について

- ・病院、銀行、生命保険、携帯電話会社などの契約時に署名を求められるが、書くことができない。それにより、契約ができないこともあった。代筆を認めてくれる場合もあるが、認めてもらえない場合もある。差別だと感じる。

◆将来について

- ・施設で暮らしたい。高齢になってきたので、高齢者向けの施設が良い。
- ・住み慣れた地域で生活したい。
- ・在宅で支援を受けながら暮らしたい。
- ・認知症にならないか心配。自宅でできる予防をしている。

③上三川町身体障害者福祉会（身体障害者手帳を所持する方などの会）

ヒアリング日時：8月29日（月）午前9時～午前10時30分

◆団体の活動について

- ・人数が少ない中で、役場、社協の協力をもっとお願いしたい。
- ・会の収入は会費、町からの補助金、お茶の販売での収益となっている。
- ・昔は南河内地区とグランドゴルフをやっていたが、今は実施していない。また、上三川町のみでも実施していない。理由としては、会員の足腰が悪くなり、やる人が少なくなったのが原因と考えられる。
- ・年に1回旅行に行っている。参会者数はボランティア含め26～27名（会員は20名くらい）となっている。
- ・集まる時の移動手段が困るので、デマンドバスは障がい者を優先してほしい。
- ・役場と社協の連携を密にしてほしい。
- ・生きがいを覚えるような活動をしたい。

◆障がいのある方の地域生活について

- ・足がないから出るに出られない。また、デマンドは早期の予約が必要で急な利用ができないので、イベント時は町でバスを回してほしい。
- ・避難するときの道路の段差が心配である。また、目の見えないひとへの災害時の報告通報が課題だと思う。
- ・特に目の見えない人の医療機関の窓口の支払い方法の手続きが難しい。もっとスムーズに行けるようにしてほしい。

◆障がい者理解、差別について

- ・皆が親切にしてくれる。
- ・障がい者理解があるのはいいこと。

◆将来について

- ・若い人やより多くの人に入ってもらいたい。
- ・他の団体等との横の関係を大切にしている。
- ・認知症問題が課題である。特に最近は若年性認知症の問題もある。
- ・講習会があるが町は少ない→もっと多くしてもらいたい。（認知症の問題）
- ・小学生のうちから認知症の情報提供（研修）をした方がよい。

④ろう者の会（聴覚障がい者及び手話を学ぶ方の会）

ヒアリング日時：9月30日（金）午後7時～午後9時

◆団体の活動について

- ・毎週金曜日活動（手話サークルと共同実施）
- ・納涼会や料理教室等を週末に実施（月1回程度）
- ・今後の希望：講演会、研究会等を実施して、先進的なろう者の活動を学び、生活の向上を図りたい。

◆障がいのある方の地域生活について

- ・手話通訳の派遣を趣味に関する事由で利用したい。
- ・町職員にも手話を勉強してほしい。
- ・コーディネーターが替わる場合は教えてほしい。
- ・日常生活用具支給事業における世帯要件を緩和してほしい。

◆将来について

- ・すべての場面で手話ができる町となることを期待する。
- ・高齢のろう者が増える。茶話会等の交流の場がほしい。
- ・広域設置等で、ろう者専用の老人ホームがほしい。
- ・若いろう者を会員として増やしていきたい。

第5節 第1期計画の評価

前期計画に記載されている施策（22 施策）のうち、「計画とおりに実行できた」とする施策が 15 施策、「一部実行できなかった」施策が 6 施策、「実行できなかった（廃止等）」が 1 施策となっており、全体の 7 割近くの施策が計画とおりに実行できたとなっています。

	基本的視点	施策	評価	課題等
誰もがかがやくまち	生活支援	①生活支援体制の充実	A	・障がい福祉サービス、地域生活支援事業の利用者は年々増加しており、障がい者が利用しやすい体制の整備が進んできたが、それに伴い町の費用負担も増加している。
		②相談体制の充実・強化	A	・相談支援事業の件数が年々増加し、相談員の業務が膨大となり、きめ細かな相談が難しい。
		③権利擁護システムの充実	A	・虐待や権利擁護事業について、住民や関係機関の理解が深められるような取組が必要。 ・後見人への報酬の助成について、現在は高齢者のみを対象としているが、今後は障がい者への拡充を検討する必要がある。
	教育・育成	①幼児教育・療育の充実	A	・発達障がいの疑われる児を支援する体制を整えていても、支援を受けるかどうかの判断は保護者に委ねられていることから、支援に至らないことも少なくない。 ・児童発達支援事業所が町内にないため、希望の療育日数を利用できない。
		②学校教育の充実	A	・早期教育支援体制の整備及び町内の専門機関や専門職の充実
	雇用・就業	①障害者の雇用の場の拡大	B	・障がい者雇用については定年となる職員も間近に控えていることもあり、雇用率達成の為、毎年、採用を計画するが応募がない状況にあること。
②総合的な支援の推進		B	・地域活動支援センターは、町内に1ヵ所のため、障がいごとにわかれていないなど、利用者の希望と沿わない場合がある。	
みんなで支えあうまち	啓発・広報	①広報・交流活動の推進	B	・障がい者から見て、より分かりやすい伝わりやすい表現のガイド作成を行う。 ・障がい者週間や障がい者関係団体の啓発活動について、町の広報誌を活用する必要がある。
		②福祉教育等の推進	A	・時代のニーズと必要性を考えた、福祉教育の見直しと教育課程のあり方 ・講座の参加者は、毎回参加している方の比率が年々上昇している傾向があることから、新規の受講者の開拓が必要である。
		③地域福祉活動の促進	A	・個人ボランティアの登録者の伸び悩み。 ・個人ボランティアに紹介できる活動メニューが少ない。 ・住民への効果的なボランティアセンターのPR方法。 ・福祉ボランティアの育成研修の参加者確保。また、活動の場の確保が難しい。
	情報・コミュニケーション	①コミュニケーション手段の確保	B	・手話通訳者を派遣する用件が限られており、すべてのニーズに対応できない。
		②情報提供の充実	B	・障がい者が町の情報を入手、利用しやすいように、広報誌や町のホームページを整備する必要がある。

※【評価欄】

A：おおむね計画通り実行できた。B：一部実行できない施策があった。C：実行できなかった（事業廃止等）

	基本的視点	施策	評価	課題等
誇りがもてるまち	保健・医療	①疾病の予防と早期発見の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> 健康診査や家庭訪問等による保健指導を行う体制は整っているが、対象者からのニーズが少ないため、疾病の予防や早期発見に繋がりにくい。 乳幼児健診への体制や、発達障がいを発見するための体制を整備しても、健診の受診は努力義務である。そのため、数は多くは無いものの、毎年未受診者を出してしまっている。
		②健康の保持・増進施策の充実	A	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が健康診査の受診や健康教育等を受講できる環境は整備できるが、事前の連絡がない場合は対応できない場合もある。
		③医療サービスの充実	A	<ul style="list-style-type: none"> 家族や本人が医療機関への受診について、必要性を感じていない場合は、適切な医療に繋がらない場合がある。
		④機能回復・維持訓練の充実	C	<ul style="list-style-type: none"> 地域の医療機関と福祉の連携強化のための事業は実施しているが、個別相談に応じて医療、介護、福祉などの関係機関と連絡をとりながら対応をしている。
	生活環境	①住環境の整備	A	<ul style="list-style-type: none"> 町内に障がい者福祉サービスの施設入所支援やグループホームなどの居住系の施設がない。
		②外出・社会参加手段の確保	A	<ul style="list-style-type: none"> 移動支援事業の対象とならない通院の支援の要望が多い。 ボランティアの固定化、外出範囲が限られる。
		③安全な建物・道路・交通機関の確保	B	<ul style="list-style-type: none"> 建物にエレベーターが設置されていない等、バリアフリー化がされていないため、今後研究が必要である。
		④防災・防犯対策の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> 自主防災組織の名簿作成については個人情報の関係からなかなか理解を得られない場合がある。 地域住民の組織化が必要である。災害時要援護者制度より自主防災組織の連携が必要。 防犯講話の対象については高齢者に偏っており、福祉課と連携し、障がい者に対する講話を充実させる必要がある。 災害時要援護者情報登録制度への登録には、本人からの申請が必要であるため、勧奨を行っても登録に至らないケースがある。
	うるおいのある生活	①スポーツ・レクリエーションの充実	A	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学級を設置する町内小中学校や国分寺特別支援学校など関係機関のちらしを配布しているが、参加者が少ないため、参加者同士の積極的な交流が図れない。 町高齢者・障がい者スポーツ大会は、高齢者の増加に伴い年々参加者が増えているため、現在実施している「いきいきプラザ」では、駐車場の確保が困難になることが予想される。
		②生涯学習・芸術・文化活動の推進	A	<ul style="list-style-type: none"> 学習講座については参加者の興味が分散する傾向があることから、ニーズをとらえると共にマンネリ化を防ぐ必要がある。

※【評価欄】

A：おおむね計画通り実行できた。B：一部実行できない施策があった。C：実行できなかった（事業廃止等）

第6節 障がい者施策の主要課題

1 我が国における障がい者をめぐる主要課題

(1) 相談支援体制の充実

相談支援は、障がい者（児）が自立した生活を送るために重要な支援の一つであり、障がいの特性や当事者、その家族が置かれた状況に応じたきめ細かな支援を行うことで、障がい者（児）の自己選択や自己決定を支援する必要があります。

このためには、障がい者（児）が、地域で主体的に自分らしく生活するための福祉サービスの提供だけでなく、障がい者（児）のエンパワメント^{※1}を高める観点から保健、医療、福祉、教育、就労等の総合的な相談支援を基本としたサービスの提供が求められています。

また、多問題家族や困難事例などに対するアセスメント力^{※2}やスーパーバイズ^{※3}機能を強化し、地域の相談支援事業所との連携を強化した対応が必要になっています。

さらに、精神障がい者、難病患者、引きこもりの障がい者に対する相談支援体制の強化や、サービス等利用計画に係る相談支援専門員の確保についても、今後充実させていく必要があります。

(2) 障がい児支援体制の強化

発達や発育に課題のある子どもを育てる家庭の相談が増加しており、障がいの早期発見・早期療育に至る診断など療育体制の強化は重要な課題の一つです。

また、母子保健施策との緊密な連携のもと、障がい児の早期発見、早期療育の仕組みや療育と教育の連携を図った上で、身近な地域で、どの障がいにも対応できる障がい児サービスが提供され、継続的に特性に応じた専門的な支援が行われるよう体制を整備することが必要です。

※1 エンパワメント：社会、組織の構成員ひとりひとりが、発展や改革に必要な力をつけることをいいます。

※2 アセスメント力：事象に対して客観的に捉え、その内容に関して評価する力のことをいいます。

※3 スーパーバイズ：援助実践者の上司が援助者実践者を監督する、指導することをいいます。

(3) 地域生活支援の充実

ノーマライゼーション理念の普及とともに、障がい者施策は、施設・病院から地域生活への移行促進が図られています。障がい者の地域での自立した生活を支援し、「どこ」で「だれ」と生活するかを選択する機会が確保されるためには、地域生活の拠点であるグループホームや活動の場となる通所施設を展開することが必要となります。

また、在宅の重症心身障がい者（児）や高齢の障がい者の増加が見込まれ、今後も地域生活を継続するための、保健、医療、福祉の連携した支援体制の強化が求められています。

(4) 就労支援体制の充実

障がい者の就労意欲の高まりや企業のCSR（社会的責任）意識の高まりの中、より多くの障がい者の就労が実現され、地域で自立して自分らしく暮らせる社会を目指すことが求められています。

このため、障がいの特性に配慮しながら、福祉施設から一般就労へ移行するための支援を強化するとともに、企業等による障がい者雇用の拡大・定着を進めるために、関係機関との連携による企業等に対する支援の充実に努める必要があります。

また、特別支援学校卒業後の進路先としては、就労系の支援事業所の利用が高く、今後も引き続き量の確保が課題となっています。

(5) 防災対策の推進

東日本大震災での教訓や近年多発する集中豪雨等における冠水被害への対応のため、町の地域防災計画、地域福祉計画等との連携を図りながら、避難・誘導體制の整備、福祉避難所の確保、自主防災組織の育成など、避難行動要支援者対策の推進が必要です。また、災害時に的確な情報が伝わるよう、聴覚障がい者へのファクシミリや携帯電話のメール等、様々な通信機器を活用した情報提供手段を検討し、情報の収集が困難な人への支援を充実することが求められています。

(6) 権利擁護の推進

平成28年4月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行され、国や地方自治体には合理的配慮が義務化されました。このため、当事者参加による要領等の策定、地域自立支援協議会との連携強化を進める必要があります。他方、障がいのある子どもを抱える保護者等にとっては、親亡き後の子どもの財産管理や身上監護などは大きな課題や不安となっています。このため、成年後見制度に関する情報提供や相談体制の強化を図り、積極的な活用を推進することが求められています。

2 上三川町における障がい者をめぐる課題

(1) 将来の生活について

現在、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えて、地域生活支援拠点等の整備が各地で進められています。これは、居住支援のための機能（相談、体験の機会、緊急時の受入・対応、専門性等）を、地域の実情に応じ、地域全体でサービス提供体制を構築するものです。

しかし、本町には、グループホーム等の居住系サービス事業所が無いため、この体制整備が進んでおりません。障がい者が安心して地域で暮らせるよう、その第一歩として、グループホーム等の住環境整備が求められています。

(2) 外出支援について

公共交通機関が少ないことが、アンケートの中で、外出する際に困る事の最多回答となっています。また、ヒアリングにおいても、団体活動時に集合場所までの移動手段の確保が課題にあげられています。公共交通機関が充実していない本町においては、移動をサポートする支援の充実が望まれます。

(3) 就労支援について

アンケートの結果で、現在仕事をしていない方のうち、4割を超える方が仕事をしたいと回答しています。また、就労支援として、職場の上司や同僚に障がいの理解があることが重要となっています。障がい者の就労環境整備の視点から、障がいのない方への障がいについての啓発が必要となります。

さらに、実際の就労支援の方策として、障がい者の一般企業への就職をサポートする就労移行支援の充実や福祉的就労の場の確保も重要となります。

(4) 相談支援体制等行政機関の役割強化について

現在の生活で困っていることや悩んでいることをアンケートで訪ねたところ、10.6%の方が気軽に相談するところがないと回答されました。また、障がい者の不安や悩みの相談先として、相談支援事業所の職員や役場などの行政機関の職員は5%未満となっています。

障がいや障がい福祉サービス等の情報については、役場など行政機関の広報紙という意見が多くなっており、積極的な広報と気軽に相談できる相談体制の確立が求められています。なお、今後は相談等の場面において、手話等のコミュニケーション手段の充実がより重要となってまいります。

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

障がいのある人もない人も、誰もが住み慣れた地域や家庭で共に普通の生活が送れる社会を築き、住民一人ひとりが障がい及び障がい者について正しい認識を持つとともに、障がい者が日常生活を営んでいくうえで、その能力を最大限に発揮できるような生活環境や雇用機会の拡充等の諸条件を整備していくことが重要です。

また、病気や障がいによって失った機能の回復を図るための専門的援助を行うことによって、障がい者が持てる能力を最大限に発揮し、その人らしく社会的に自立していくことが重要です。そのためには、障がい者が社会で普通に生活できる条件を整備し、障がいの有無にかかわらず、共に生活・活動できる社会を実現することが必要です。

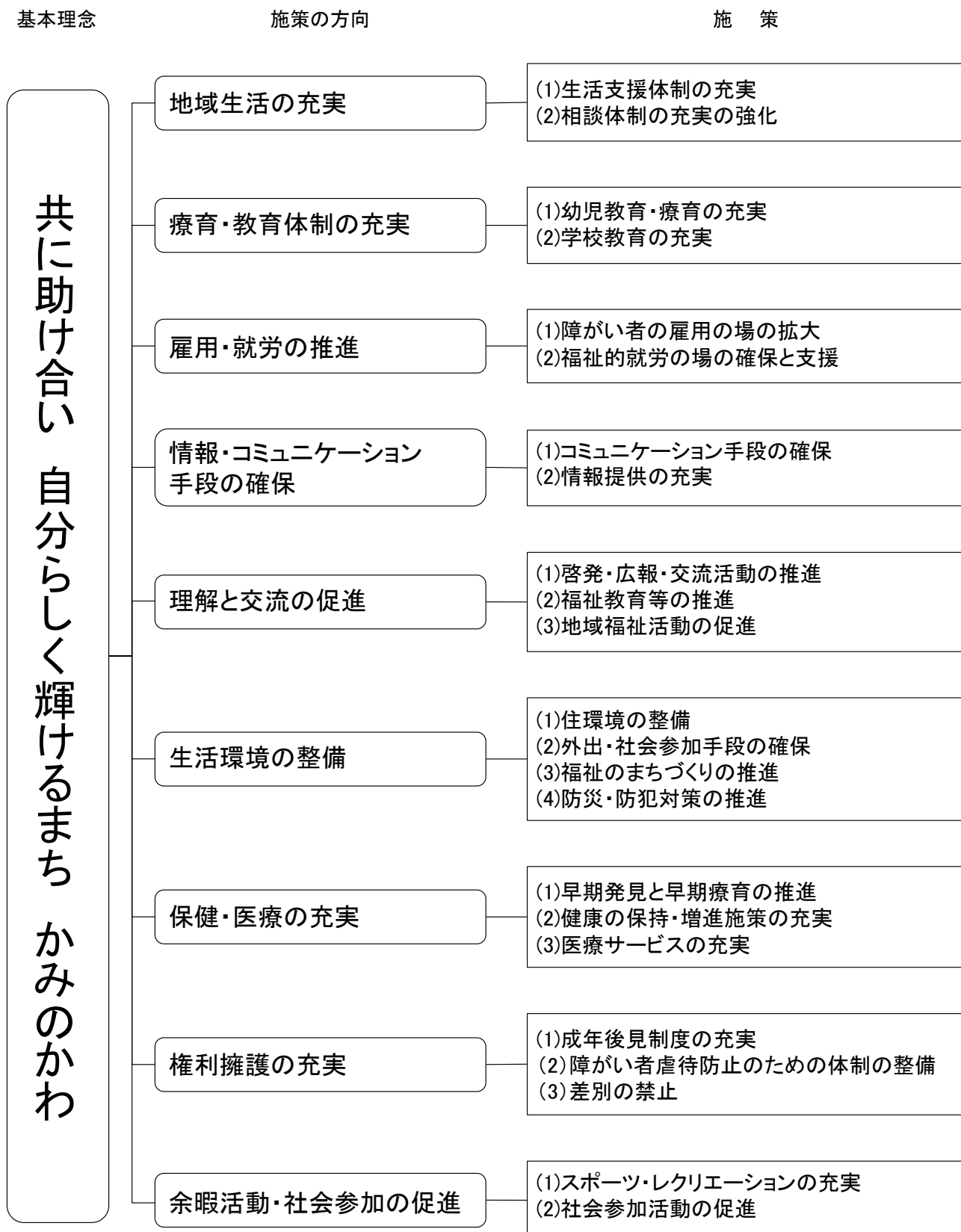
そこで、今後の本町における障がい者福祉行政の在り方及び障がい者が更に暮らしやすいまちづくりを推進し、第7次総合計画の将来像で定める「共に創る 次代に輝く 安心・活力のまち」を実現することができるよう、「共に助け合い 自分らしく輝けるまち かみのかわ」を本計画の基本理念とし、各施策を推進していきます。

共に助け合い 自分らしく輝けるまち

かみのかわ

第2節 計画の体系

本計画における体系は以下のとおりです。



第3節 施策の方向

本計画は、本町における障がい者の状況などを踏まえ、地域で共に暮らすために必要な方策として、以下の9つの方向を基本とし、各種施策を展開していきます。

1 地域生活の充実

障がい者が地域で自立し、生きがいのある地域生活を送るために、適切な福祉サービスを展開し、住民レベルでの日常的な交流が行えるよう、積極的な支援を図っていきます。

また、障がい福祉サービスは、障がい者の基本的人権を守り、自立と社会参加を進めていくものでなくてはなりません。そのための基盤として、生活の安定を図るとともに、障がい福祉サービスの充実に努めます。

2 療育・教育体制の充実

障がいの早期発見・早期療育により、障がいの軽減や、機能回復を図ることが重要となっています。そのために、まず、いつでも気軽に相談できるような療育相談が必要とされています。また、教育の現場では、障がいの特性に応じた教育の場や機会を提供し、一人ひとりの可能性を最大限に伸ばすことが大切です。保健・医療・福祉・教育等の分野でより一層の連携を図り、適切な教育を進めていきます。

3 雇用・就労の推進

障がい者が地域で生きがいを持って生活し、社会経済活動に参加していくためには、障がい者の働く意欲を尊重し、就労移行支援事業等を利用し、一般雇用はもとより、福祉的就労を含めた雇用の促進に努め、自立のための経済的基盤の確立を図ることが必要です。

また、障がい者自身の職業能力の開発を支援し、障がい者の雇用・就業を促進するため、事業主や一般社会への障がい者雇用に対する理解を深めなくてはなりません。

一般雇用はもちろん、福祉的就労も含め、障がい者一人ひとりの働く意欲を尊重し、働く場の確保を図ります。

4 情報・コミュニケーション手段の確保

障がい者が可能な限り意思疎通を行えるように配慮していくことが重要とされています。視覚障がい者や聴覚障がい者など、情報の入手やコミュニケーションの困難な人に対する意思疎通の支援や情報アクセシビリティの向上において、町社会福祉協議会を中心に、これまで総合的に進めてきました。障がい特性に応じた情報提供の推進が求められています。

5 理解と交流の促進

障がいのある人もない人も共に生活し、共に活動できるノーマライゼーションの理念を住民が正しく理解し、障がい者に対する「心の壁」を取り除くことが大切です。

そのため、各種広報媒体の活用や様々な行事を通じた啓発・広報活動の充実、幼児期からその発達段階に応じた福祉教育と地域や職場で共に活動しながら互いに理解を深める交流の促進、障がいのある人のニーズに沿ったボランティアの養成など一層の充実を図ります。

6 生活環境の整備

障がい者が地域で自立した生活を送っていくためには、障がい者が社会の一員としての生活を可能にする環境を早急に構築していかなければなりません。

誰もが住みよいまちづくりを推進していくためには、ただ単にハード面の整備にとどまらず、地域に住む人々の理解やサポートがきわめて大切であり、今後もハード・ソフト両面にわたる福祉のまちづくりを推進します。

また、災害時における障がい者の支援対策を充実させ、地域における見守りなど活動を推進していきます。

7 保健・医療の充実

障がいの発生予防と早期発見については、関係機関との連携を強化し、疾病や発達障がいなどの早期発見、継続的な支援を充実していく必要があります。

精神保健福祉施策については、精神障がいに対する理解を一層深めるとともに、県や医療機関、精神障がい者社会復帰施設と連携して、地域での自立した生活の支援の充実を図ります。

8 権利擁護の充実

権利擁護とは、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすることです。つまり、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていくこととなります。

こうした「権利擁護」の問題は、今後、支援が必要な人の増加など、その需要に対応する体制の整備が求められています。このため、障がい者への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、成年後見制度等の利用を促進していきます。

また、平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」に基づく社会的障壁の除去の実施についての合理的配慮についても実施していきます。

9 余暇活動・社会参加の促進

障がい者がスポーツや文化活動を含めた様々な社会活動に参加することは、人生を豊かで潤いのあるものとし、日々の生活の中に喜びや生きがいを見出すなど、生活の質を高めることにつながります。

このため、奉仕員の養成・派遣や各種生活訓練を行う社会参加促進事業を推進し、障がい者の生活能力の向上を図るとともに、社会活動に必要な援助を行います。

また、障がい者が日常的に気軽にスポーツに親しみ参加できるよう障がい者スポーツの振興を図るほか、文化活動やレクリエーション活動を支援するなど、地域におけるノーマライゼーションの理念の浸透を推進します。

第4章 具体的な施策

第1節 地域生活の充実

障がい者が、在宅においてその人らしく生活を送るためには、一人ひとりのニーズに対応した、多様なサービスが用意される必要があります。また、それらのサービスが必要な人に提供されるように適切な調整が行われる必要があります。

町では、指定障がい福祉サービスや地域生活支援事業を実施しています。指定障がい福祉サービスは全国同一内容のサービスですが、地域生活支援事業は、利用料等の具体的な内容を市町村が主体的に決定できるサービスであり、本町の障がい者施策の特色を出すものとして、適切なサービスメニューを推進します。

また、障がい者の自己決定を尊重し、地域で生活する障がい者を支援するうえで相談業務が果たす役割は重要です。

ライフステージに応じた身近な相談支援体制の構築を図るとともに、ニーズの把握は、福祉資源・サービスの活用や福祉施策へ反映させるためには欠くことができません。日々の相談業務などから障がい者のニーズを的確に把握し、様々な障がい種別に対応した総合的な相談支援体制の充実を図ります。

【施策】

- | |
|--------------|
| 1 生活支援体制の充実 |
| 2 相談体制の充実の強化 |

【評価指標】

項目	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成35年度)
障がい福祉サービスと地域生活支援事業のいずれかを利用している人の割合 (H28 障がい者基本計画策定のためのアンケート)	25.1%	30.0%
困り事や悩み事で「気軽に相談できる場がない」という回答 (H28 障がい者基本計画策定のためのアンケート)	10.6%	5.0%
相談支援事業の利用者数	361人 (H27年度)	400人

1 生活支援体制の充実

日常生活を営むことが困難な障がい者の在宅生活を支援するため、介護給付、訓練等給付、地域生活支援事業等の充実を図ります。

施策・事業名	事業の内容
①障害者総合支援法に基づく「介護給付」の提供	<p>障がい者が可能な限り自立して地域の中で生活できるよう、支援を行います。</p> <p>【具体的な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所（ショートステイ）、療養介護、生活介護
②障害者総合支援法に基づく「訓練等給付」の提供	<p>障がい者が可能な限り自立して地域の中で生活するために、一定期間に提供される訓練的な支援を行います。</p> <p>【具体的な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（雇用型）、就労継続支援B型（非雇用型）、共同生活援助（グループホーム）
③障害者総合支援法に基づく「地域生活支援事業」の推進	<p>障がい者等が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、実施します。</p> <p>【具体的な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業、コミュニケーション支援事業（手話通訳者派遣）、コミュニケーション支援事業（要約筆記奉仕員派遣）、日常生活用具給付事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業、日中一時支援事業、訪問入浴サービス事業
④各種減免制度の周知と利用促進	<p>住民税の控除や自動車税・自動車取得税・軽自動車税の減免などのほか、JR線及び私鉄・バス・タクシー料金・航空運賃、有料道路料金、NHK放送受信料、携帯電話基本使用料などの各種割引・減免制度の周知・普及を行います。</p> <p>【具体的な施策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者福祉ガイドの送付

2 相談体制の充実の強化

障がい者や難病患者の療養上の相談や健康管理に応じるため、相談機会を充実させるとともに、継続的な支援を行います。

施策・事業名	事業の内容
①総合的な相談ネットワークの構築	<p>多岐にわたる障がい者の相談内容に迅速かつ的確に対応できるよう、関係機関の連携体制の確保を図ります。</p> <p>また、県委嘱の障がい者相談員、社会福祉協議会、障がい者関連施設、医療機関、公共職業安定所など多分野にわたる総合的な相談ネットワークづくりを行います。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援関係者連絡会議の開催
②相談支援事業の推進	<p>障がいのある方やその家族等からの多様なニーズに応じ、必要な情報提供を行います。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談支援事業
③身体障がい者相談員・知的障がい者相談員活動の充実	<p>障がい者やその家族からの相談に応じ、関係機関と協力して解決にあたる身体障がい者相談員や知的障がい者相談員による相談活動の充実を図ります。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者相談、知的障がい者相談
④民生児童委員の相談活動の充実	<p>障がい者など援助を必要とする人の相談・助言など個別援助活動を行う民生児童委員の相談活動を充実します。</p>

アンケート、団体ヒアリングより・・・

アンケート結果では、現在の生活で困っていることとして、「気軽に相談できる場所がない」という回答が10.6%となっており、さらに、悩みや困りごとの相談先として、「相談支援事業所などの職員」や「役場などの行政機関の職員」という回答は5%未満となっていることから、障がい者やその家族等に対し、気軽に相談できる体制づくりを進めます。

第2節 療育・教育体制の充実

成長発達期にある乳幼児は、障がいをもっているにもかかわらず、早期に発見し、適切な治療や指導訓練を受けることで、障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。

このため、乳幼児期における健康診査や早期療育の充実を図るとともに、障がいのある子どもやそれを支える保護者に対する乳幼児期からの相談体制の充実に努めます。

また、保育所の障がい児受け入れ体制の充実・強化も緊急の課題となっています。各関係機関において、心身障がい児の保護者が早期から教育相談や指導を受けられるよう支援体制の充実に図ります。

小学校以上の児童に対しては、障がいの種別に応じた教育を受けられるよう、特別支援教育における指導の充実に努めるとともに、通常の学級では、学習効果が表れにくい子どもに対して、個々に応じた個別的・集団的な教育が実施できるよう各関係機関と連携します。

【施策】

- | |
|--------------|
| 1 幼児教育・療育の充実 |
| 2 学校教育の充実 |

【評価指標】

項目	現状値 (平成 27 年度)	目標値 (平成 35 年度)
児童発達支援事業所の設置	0ヶ所	1ヶ所
児童発達支援事業の利用者数	34人	50人
放課後等デイサービスの利用者数	26人	40人

1 幼児教育・療育の充実

障がいのある幼児の、個々の障がいに応じた適切な教育・療育のために、福祉と連携した支援や相談体制の充実を図ります。

施策・事業名	事業の内容
①早期発見・早期療育体制の充実	<p>障がいの早期発見のための健診等スクリーニング※1 体制の整備を行うとともに、発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応を行います。また、障がいの早期発見のための保健、医療、福祉、教育等の連携を強化します。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健診、保健指導、健康相談、家庭訪問
②児童福祉法に基づく「障害児通所給付費」の提供	<p>心身に障がいのある児童を通所させ、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練その他必要な指導を実施します。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業
③保育所等における障がいのある子どもの受入体制の整備	<p>障がいのある児童を保育所等に保護者が安心して預けられるような受入体制、保育環境の整備を行います。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい児保育事業

※1 スクリーニング：集団健診等で目的とする疾病について、潜在的な異常値を示す人やすでに発症している人を選び出す医学的な手法をいいます。

アンケート、団体ヒアリングより・・・

アンケート結果では、障がいの早期発見、早期療育を充実させるために必要なこととして、「利用できるサービスについて、的確な情報を提供する」という回答が31.1%と最も多くなっていることから、障がい福祉サービスを始めとする各種サービスについて積極的な情報提供に努めます。

また、団体ヒアリングでは、「親が亡くなった後の居住」についての不安の声もあり、グループホーム等居住に関するサービスの提供に努めます。

2 学校教育の充実

保育所、幼稚園、小学校、中学校の連携による切れ目のない一貫した支援や交流保育・交流教育による子ども同士のふれあいのなかで、ともに健やかに成長できる環境づくりを進めます。

さらに、障がいについての教職員の専門性の向上と理解促進を図るための研修等を行っていきます。

施策・事業名	事業の内容
①就学・教育相談体制の充実	保健・福祉、学校等における就学・進路相談機能の充実と相互連携を強化します。
②障がいのある児童に対する適切な教育機会の提供	特別支援学級の設置や通常の学級で学ぶ場合の人員、施設・設備の配慮を行います。
③特別支援教育の推進	通常の学校に在籍するLD（学習障害）やADHD（注意欠如多動性障害）、高機能自閉症などの発達障がいにより特別な教育的支援が必要な児童に対する支援を行います。
④学校教育における障がい者理解の推進	障がいの有無にかかわらず地域で暮らす児童・生徒の連帯感を育み、障がい者に対する理解を深めるため、特別支援学校などの児童生徒との交流学习を推進します。また、特別支援啓発、資料の活用やボランティア体験など、学校教育における障がい者理解に関する学習機会の充実を図ります。 【具体的な事業】 ・人権教育、福祉教育及び総合的な学習の時間の実施
⑤「障がい」に関する関係者の研修の充実	発達障がいを含めた多様な障がいに対する理解を深めるための関係者の研修を充実します。 【具体的な事業】 ・県研修への派遣、特別支援コーディネーター研修、特別支援教育研修

第3節 雇用・就労の推進

障がい者の就労には、事業所の理解・協力が不可欠であり、受け入れる職場の環境整備や障がい者雇用に関する制度の普及・啓発を図っていく必要があります。一方、障がい者を受け入れる事業所や能力に合った職が少ないため、障がい者が能力に応じて就労できるよう、関係機関と連携を図り、雇用の創出を促進します。

障がい者の就労を促進するためには、受入企業の理解・協力が重要であることから、障がい者雇用や職場環境整備に関する制度について啓発を行っていくとともに、障がい者が就労可能な職種の開発や相談の充実を図るため、関係機関との連携が重要です。

また、一般就労をするうえでの必要な知識や能力の向上のための機会を提供するとともに、生産活動等の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練の場や福祉的就労の場を確保することにより、一般就労に向けた活動を支援します。

【施策】

- | |
|----------------|
| 1 障がい者の雇用の場の拡大 |
| 2 福祉的就労の場の確保 |

【評価指標】

項目	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 35 年度)
平日の日中、仕事をしている人の割合 (H28 障がい者基本計画策定のためのアンケート)	15.4%	20.0%
障がい者優先調達発注額	402,808 円 (平成 27 年度)	100 万円

1 障がい者の雇用の場の拡大

一般企業等への就労の確保と継続に向け、法定雇用率制度など国・県の雇用促進施策や、近隣市町村との連携・協調を図りながら、受け入れ企業の理解・協力、職場環境の整備に関する制度などの啓発を行い、企業等に対する障がい者雇用についての啓発、職業訓練の機会拡大や就職相談など、就労支援体制の整備に努めます。

施策・事業名	事業の内容
①障がい者雇用拡大のための事業所等に対する啓発の推進	ハローワークや障害者就業・生活支援センター、県、企業との連携を図りながら、障がい者の雇用拡大のため、事業主や従業員に対する啓発を推進します。
②公的機関における雇用拡大の推進	公的機関における障がい者の雇用の拡大を行います。 【具体的な事業】 ・町職員の障がい者雇用の実施

2 福祉的就労の場の確保

障がい者施設等が供給する物品等に対する需要の増進と優先調達の支援を図ります。そして、近隣市町村と連携・協力して障がい者の多種多様な就労の場の確保に努めます。

施策・事業名	事業の内容
①就労に関する情報提供等	福祉的就労に関する情報や技術習得機会の提供を行います。
②授産製品の販路拡大	就労継続支援事業所等で生産された製品の紹介、PRへの協力など活動を支援するとともに、製品の販売拠点の運営等を支援します。
③障がい者優先調達	障がい者優先調達の趣旨にのっとり、物品等の優先購入を行います。 【具体的な事業】 ・上三川町障がい者優先調達推進方針

アンケート、団体ヒアリングより・・・

アンケート結果では、平日の日中に働いていない方のうち、4割以上の方が「働きたい」と就労意向をもっており、福祉的就労の場の確保等、働きたくても働けない人への支援を推進します。また、就労支援について必要なこととしては、「職場の上司や同僚に障がいの理解があること」という回答が41.1%と最も多く、障がい者雇用について事業所への啓発に努めます。

第4節 情報・コミュニケーション手段の確保

障がい者が地域で円滑な生活を営むためには、十分なコミュニケーション手段の確保と適切な情報提供が必要です。このため、生活に必要な情報が障がいの有無に関わらず取得できるよう適切な情報提供に努めるとともに、手話通訳者などの養成・派遣を行うなど、意思疎通の困難な障がい者のコミュニケーションを支援します。

また、社会において必要不可欠となっているIT機器の利便性を等しく活用できるように支援していくと共に、活用することによって社会参加の場を広げる取組を進めます。

【施策】

- | |
|------------------|
| 1 コミュニケーション手段の確保 |
| 2 情報提供の充実 |

【評価指標】

項目	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成35年度)
障がいや障がい福祉サービスなどの情報の入手先を「役場など行政機関の広報紙」と回答する人の割合 (H28 障がい者基本計画策定のためのアンケート)	45.0%	60.0%
町計画、書類等の音声コード付加	未対応	対応

1 コミュニケーション手段の確保

障がい者が必要な情報を入手し、円滑なコミュニケーションが確保されるように体制を整備するとともに、聴覚障がいのある人のコミュニケーションを円滑にするため、手話通訳者の育成等に努めます。

施策・事業名	事業の内容
①障害者総合支援法に基づく「コミュニケーション支援事業」の実施	視覚、聴覚その他の障がいのため意志の疎通を図ることが困難な人に、手話通訳者等の派遣などを行い、意志の疎通を円滑にすることを目的とした「コミュニケーション支援事業」を実施します。 【具体的な事業】 ・手話通訳者、要約筆記者派遣事業

2 情報提供の充実

障がい者が可能な限り意志疎通を行えるように配慮していくことが重要とされています。視覚障がい者や聴覚障がい者など、情報の入手やコミュニケーションの困難な人に対する意思疎通の支援や情報アクセシビリティ^{※1}の向上を図ります。

施策・事業名	事業の内容
①「声の広報」化の推進	ボランティア団体である「朗読コスモスの会」が行う、広報の録音、配付を支援します。
②町ホームページの充実	利用しやすい表示や伝達の方法、操作方法の工夫などホームページによる情報提供の充実を行います。(文字情報、音声・画像情報等)

※1 情報アクセシビリティ:年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、利用できることをいいます。

アンケート、団体ヒアリングより・・・

アンケート結果では、障がいや障がい福祉サービスなどに関する情報の入手元について、「役場など行政機関の広報紙」という回答が45.0%と最も多くなっていることから、市ホームページや広報について、障がいのある方に利用しやすい環境になるよう、見直しを行います。

第5節 理解と交流の促進

ノーマライゼーションの理念は徐々に社会に定着してきていますが、心ない視線や言葉などにより、人間としての尊厳を傷つけられている障がい者も多く、偏見や差別といった「心の壁」の除去は、依然として大きな課題となっています。

障がい者に対する「心の壁」を除去するための啓発・広報活動は、障がい者施策の重要な柱であり、障がい者や特別支援教育への理解、障がい者雇用の促進を図るため、「広報かみのかわ」などの広報媒体や各種行事を活用した積極的な広報活動を行います。

また、高齢者や障がい者に対する理解と認識を促進するため、高齢者との交流の機会を充実したり、障がい者に対する理解、社会的支援や介助、福祉問題等の課題に対する理解を深めさせたりする教育を推進しています。

さらに、地域社会におけるノーマライゼーションの理念に基づくインクルーシブ教育^{※1}の推進や、人権教育や福祉教育における障がい者理解の促進を図ります。

【施策】

- | |
|-----------------|
| 1 啓発・広報・交流活動の推進 |
| 2 福祉教育等の推進 |
| 3 地域福祉活動の促進 |

【評価指標】

項目	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 35 年度)
共生社会の認知度 (知っている) (H28 障がい者基本計画策定のためのアンケート)	17.5%	30.0%
障がい者週間や障がい者団体の広報による啓発	未実施	実施

※1 インクルーシブ教育：障がいのある子どもも、ない子どもも、誰もが地域の学校で共に学べる教育のことをいいます。

1 啓発・広報・交流活動の推進

すべての町民の障がいや障がい者への深い理解を促すため、広報・啓発活動の充実を図り、ノーマライゼーションの根付いた地域社会づくりを目指します。

施策・事業名	事業の内容
①広報等による障がい者施策に関する効果的な情報提供	「障がい」や「障がい者」に関して広報にわかりやすい記事を掲載することによる住民各層への啓発を行います。また、町のホームページを活用した障がい者福祉に関する情報提供や住民に対する啓発を行います。
②「障がい者週間」などの啓発活動の推進	「障がい者週間」(12月3日～12月9日)や「人権週間」(12月4日～12月10日)などを通じた人権教育、啓発活動を推進します。
③障がい者関係団体による啓発活動の推進	障がい者関係団体による住民への啓発活動を促進します。

2 福祉教育等の推進

子どもの頃から、障がいや障がい者に対するの支援や理解、認識を深めていけるように学校教育における福祉教育の充実に努めます。また、地域住民への普及・啓発と理解の浸透を図るため、生涯学習の場での福祉学習の機会を充実させます。

施策・事業名	事業の内容
①学校や幼稚園・保育所などにおける福祉教育の推進	学校や幼稚園・保育所などにおける福祉教育を推進します。また、学校職員などに対する福祉意識啓発機会を充実します。
②生涯学習を通じた人権や障がい者問題の学習機会の充実	生涯学習を通じた人権や障がい者問題に関する学習機会の充実を図ります。また、人権啓発事業を充実させるとともに、障がい者の支援に必要な基本的知識の普及啓発を図ります。 【具体的な事業】 ・共同学習会、人権カレッジ

3 地域福祉活動の促進

少子・高齢化が進む中、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して、いきいきと暮らしていくために、地域住民やボランティア団体、行政が連携し、制度による公的サービスの提供（利用）だけでなく、ボランティア活動など住民参加による地域福祉活動の振興を図り、みんなでささえあう地域づくりを進めます。

施策・事業名	事業の内容
①障がい者のボランティア活動(ピア・サポート活動)の参加促進	障がい者自らが同じ立場から障がい者を支援するボランティア活動(ピア・サポート ^{※1} 活動)を促進します。
②障がい者に対応した専門的ボランティアの育成	点訳や手話、ガイドヘルパー等、障がい者に対する専門的ボランティア及びサポーターなどを育成できる体制の整備を検討します。

※1 ピアサポート：同じ問題を抱える者が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合うことをいいます。

アンケート、団体ヒアリングより・・・

アンケート結果では、共生社会を実現するために、必要なこととして、「近隣住民の理解と協力」という回答が41.7%と最も多くなっていることから、障がい者及び障がい者施策等に関する広報の充実を図り、住民に障がいに対する理解が深まるよう啓発を行います。

また、団体ヒアリングでは、小学校のうちからの福祉教育の充実を望む意見があるため、関係機関と連携し、福祉教育の充実を努めます。

第6節 生活環境の整備

障がい者が暮らしやすい生活環境とは、言い換えれば誰もが暮らしやすい生活環境であると言えます。バリアフリー※1 という表現がよく用いられますが、そこには様々な意味が含まれ、従来から言われているハード面のバリアフリーのほか、情報面やコミュニケーション手段などに関するソフト面のバリアフリー化の推進が重要視されています。

障がい者が社会参加するために、こうした総合的なバリアフリー化を促進し、差別や偏見のないまちづくりを目指した環境整備を推進します。

また、障がい者が地域社会の中で安心して生活するためには、住宅の改善・整備が必要です。

住宅は日常生活の基盤を形成するものですが、障がい者を取りまく住宅事情はまだ十分とは言えません。特に、家庭内での行動が自由に行えるよう、住宅の整備などについて居住条件に併せたきめ細やかな配慮が必要です。

このため、障がい者に配慮された住宅についての相談を充実し、障がいの状況、介護の実態などに応じた住宅の建築・改造などに対して支援するため、住宅改善費の補助や住宅建築・改造の際の相談指導などを通して、経済的負担の軽減や住宅のバリアフリー化の促進に努めます。

さらに、災害時には、視覚や聴覚などの障がい者に対する的確な情報提供や安全に避難できる避難路の確保に努めます。

【施策】

- | |
|----------------|
| 1 住環境の整備 |
| 2 外出・社会参加手段の確保 |
| 3 福祉のまちづくりの推進 |
| 4 防災・防犯対策の推進 |

【評価指標】

項目	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 35 年度)
災害時要援護者登録制度の認知度（名前も内容も知っている）（H28 障がい者基本計画策定のためのアンケート）	16.9%	50.0%
自主防災組織の設立	0 地区 (平成 27 年度)	40 地区
グループホームの設置	0 ヶ所	1 ヶ所

※1 バリアフリー：障がい者や高齢者が生活していく際の障害を取り除き、誰もが暮らしやすい社会環境を整備するという考え方のことをいいます。

1 住環境の整備

障がい者が、住み慣れた地域や家庭で生活を続けられるためには、障がいの内容等に対応した住宅は必要不可欠なものです。そのため、住宅改造の助成、町営住宅における障がい者向け住宅の確保を図るとともに、グループホームの整備を推進します。

施策・事業名	事業の内容
①障害者総合支援法に基づく施設入所支援等の充実	障害者総合支援法に基づく障がい者の地域生活を支援するための居住支援サービスを確保します。 【具体的な事業】 ・施設入所支援、グループホーム
②住宅の確保の支援	公営住宅への優先入居など、本町の住宅施策との連携・調整による障がい者の住宅の確保に努めます。 【具体的な事業】 ・町営住宅における同居親族要件の免除
③住宅改造の支援	地域生活支援事業として、障がい者が暮らしやすいよう住宅改造にあたっての相談の充実や費用負担への支援を行います。 【具体的な事業】 ・住宅改修費（居宅生活動作補助用具）の給付

2 外出・社会参加手段の確保

障がい者にとって、外出することは大きな困難を伴うものです。しかし、外出は障がい者にとって、社会参加と自立した生活のための重要な要素です。外出が困難な障がい者の移動を支援し、日常生活の利便と生活圏の拡大を図るため、移動の支援などを行います。

施策・事業名	事業の内容
①障害者総合支援法に基づく移動支援の充実	移動に支障のある障がい者が安心して利用できるよう、各種サービスの充実を図ります。 【具体的な事業】 ・行動援護、移動支援事業
②ボランティアによる移動支援	外出の支援を得られない障がい者に対して、町社会福祉協議会が行う、日常生活外出支援ボランティア事業を支援します。

3 福祉のまちづくりの推進

すべての町民が社会参加や日常生活活動をしやすい環境を整備するため、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」等を踏まえた道路や公共施設など生活環境のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン※1化を行い、福祉のまちづくりを推進します。

施策・事業名	事業の内容
①公共施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進	障がいの有無や年齢にかかわらず誰もが利用しやすい施設となるよう、公的施設のバリアフリー化の推進と計画段階からのユニバーサルデザイン化の検討を行います。
②安全・安心の道路交通環境や公園の整備	障がい者の歩行の安全確保と、事故防止のための道路の段差解消や安全な道路交通環境を整備します。また、公園のバリアフリー化の推進と障がい者が利用しやすいトイレの設置を行います。 【具体的な事業】 ・町内公園における障がい者用トイレの設置
③民間建築物の整備改善の促進	不特定多数の住民が利用する商業施設や金融機関、病院などの民間建築物を中心としたバリアフリー化やユニバーサルデザイン化を促進します。

※1 ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいいます。

アンケート、団体ヒアリングより・・・

アンケートでは、外出の際困ることとして、「公共交通機関が少ない」、「階段や段差が多い」、「介助者なしでは外出できない」という回答が多くなっています。団体ヒアリングにおいても、公共交通の充実を望む声があり、公共交通の充実をはじめ、道路等のバリアフリー化を推進し、障がいのある方が暮らしやすいまちづくりを進めます。

また、災害時における一人での避難について、約半数の方が「できない、わからない」と回答しています。団体ヒアリングにおいても災害時の避難や避難所での生活を危惧する声があることから、災害時における障がい者への対応を強化するとともに、障がいのある方に配慮した避難所の運営等に努めます。

4 防災・防犯対策の推進

近年発生した水害等の教訓を生かし、「地域防災計画」との連携を図りながら、避難誘導體制の整備、福祉避難所の確保、自主防災組織の育成など、避難行動要支援者対策の拡充に努めます。また、ひとり暮らしや日中独居の障がい者などの防犯と安全確保のため、関係機関および地域組織に働きかけ、防犯体制や緊急時の連絡通報システムづくりの検討を行います。

施策・事業名	事業の内容
①地域防災計画の推進	「上三川町地域防災計画」等に基づく、障がい者を含む避難行動要支援者対策を推進します。 【具体的な事業】 ・ 自主防災組織の設立
②緊急通報システムの充実	火災・災害時及び緊急事故発生時における緊急通報体制の充実と迅速・的確な活動のための避難行動要支援者ネットワークの確立、平常時の要支援者情報の共有化を図ります。 【具体的な事業】 ・ 災害時要援護者登録制度
③要援護者支援体制及び地域防災体制等の確立	「災害時要援護者支援プラン」等に基づく支援体制、防火・防災体制の確立、防災ボランティアの育成、自治会等地域での避難体制づくりを行います。 【具体的な事業】 ・ 自主防災組織の設立
④地域防犯体制の確立	地域における障がい者の防犯思想の普及・啓発を行います。 【具体的な事業】 ・ 防犯講話

第7節 保健・医療の充実

身体発育や精神発達の遅れがある乳幼児を早期に発見し、早期診断や適切な治療・療育へ結びつけることで障がいの軽減を図ることが重要であることから、乳幼児健康診査を実施しています。

今後は、妊娠中からの支援体制を強化し、乳幼児健康診査や発育発達相談の充実に努めるとともに、早期発見・早期療育の体制整備を進めていきます。

また、脳血管疾患や糖尿病などの生活習慣病は障がいの原因となりやすく、疾病の早期発見・早期治療による障がいの軽減及び自立の促進、疾病予防としての日頃の健康づくりは、とても重要なことです。

今後も引き続き健康診査等の受診者数の増加に向けた取り組みを行っていくとともに、障がいの原因となりやすい生活習慣病の予防や、健康づくりの推進を図り、早期に適切な保健医療サービスが受けられるような体制の整備を図り、障がい者が安心して生活していけるように努めます。

【施策】

- | | |
|---|---------------|
| 1 | 早期発見と早期療育の推進 |
| 2 | 健康の保持・増進施策の充実 |
| 3 | 医療サービスの充実 |

【評価指標】

項目	現状値 (平成27年度)	目標値 (平成35年度)
特定健康診査受診率	45.9%	60.0%
カウンセラーによるこころの相談事業の実施件数	24件	28件

1 早期発見と早期療育の推進

各種健（検）診および健（検）診後の指導を充実し、障がいの要因となる疾病の予防と早期発見・早期対応に努めます。

施策・事業名	事業の内容
①生活習慣病の予防強化	<p>障がいの原因となる生活習慣病の予防や早期発見のため、各種健康診査の充実及び診査結果による保健指導を充実します。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査、各種がん検診、特定保健指導
②家庭訪問等による保健指導の充実	<p>障がいのために日常生活等に困難を感じている精神障がい者や重度身体・知的障がい者に対する家庭訪問等による保健指導及び社会参加への意欲高揚の働きかけを行います。また、精神障がい者が住み慣れた地域で充実した生活が送れるよう、関係機関との連携により支援を行います。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健指導
③健診体制の充実	<p>子どもの発達の節目における健診を通じた障がいの早期発見、早期治療・療育を実施します。また、発達状態に応じた個別指導によるきめ細かな対応や障がいの早期発見のための保健、医療、福祉、教育等の連携強化を行います。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、5歳児発達相談
④妊婦健診や母子保健事業の充実	<p>妊婦と胎児の健康のための健診や各種相談、指導を推進します。また、乳幼児期における成長発達への不安に対する対応、障がいの早期発見のための健康診査、指導を充実します。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 妊婦健康診査、健康相談、家庭訪問、各乳幼児健診、保健指導
⑤精神保健福祉事業の推進	<p>住民に対する心の健康の保持・増進のための相談や思春期・壮年期など、不安や悩みを抱えやすい世代に対する心の健康に関する相談事業を実施します。また、地域で生活する精神障がい者の交流や仲間づくり、社会参加への意欲向上等を図るために患者会を実施し、内容の充実を図ります。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ カウンセラーによるこころの相談、保健師による健康相談、地域活動支援センターでの茶話会

2 健康の保持・増進施策の充実

障がいの原因となる疾病を予防するとともに、障がいの健康管理のため、健康教育、健康相談などの充実に努めます。また、「こころの健康づくり」に取り組み、精神保健に関する情報提供などに努めます。

施策・事業名	事業の内容
①健康の保持・増進への支援	<p>基本健診の充実や各種健・検診の受診拡大と要指導者の事後指導の充実を行います。また、脳血管疾患等の早期発見、重症化予防や高齢障がい者に対する介護予防を推進します。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査、特定保健指導、各種がん検診、心身の健康に関する個別の相談、栄養相談、健康教育、家庭訪問

3 医療サービスの充実

障がい者が安心して医療サービスを受けられるよう、医療に関する情報提供に努めるとともに、重度心身障害者医療費助成や自立支援医療など、医療費負担軽減の周知を図ります。

施策・事業名	事業の内容
①障害者総合支援法に基づく自立支援医療費の充実	<p>心身の障がい除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減するため自立支援医療費を支給します。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 更生医療費の支給、育成医療費の支給

アンケート、団体ヒアリングより・・・

アンケート結果では、地域で生活するために必要な支援として、「生活の場での適切な医療ケア」という回答が30.8%で第2位となっています。また、団体ヒアリングにおいても通院時の介助の充実に望む声があることから、医療機関と連携した取り組みや通院時の介助の充実に努めます。

第8節 権利擁護の充実

権利擁護とは、人権をはじめとした様々な権利を保護したり、本人に代わってその財産を適切に管理したりすることです。つまり、個人が人間としての尊厳を持って生きていくことを生活上の重要な場面でサポートしていくことになります。

こうした「権利擁護」の問題は、今後、支援が必要な人の増加など、その需要に対応する体制の整備が求められています。このため、障がい者への成年後見制度の利用支援や後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、成年後見制度等の利用を促進します。

また、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年10月1日に施行されたことに伴って、障がい者に対する虐待の防止、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行う必要があり、関係機関等における役割分担や連携方法の協議、課題の共有を図るとともに、障がい者虐待を防止するための体制を構築します。

さらに、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が平成28年4月から施行され、国や地方自治体等には合理的配慮が義務化されました。これにより、町では、事業者などに周知すると共に、障がい者の権利利益侵害の禁止や社会的障壁の除去の実施に関する合理的配慮を推進します。

【施策】

- | |
|---------------------|
| 1 成年後見制度の充実 |
| 2 障がい者虐待防止のための体制の整備 |
| 3 差別の禁止 |

【評価指標】

項目	現状値 (平成28年度)	目標値 (平成35年度)
成年後見制度利用支援事業の利用件数	1件 (平成27年度)	5件
成年後見制度の認知度（名前も内容も知っている） (H28 障がい者基本計画策定のためのアンケート)	30.2%	50.0%
（ここ最近）差別や嫌な思いをしたことが「ある」と回答する人の割合（H28 障がい者基本計画策定のためのアンケート）	24.8% (参考値)	15.0%
合理的配慮の認知度（内容まで知っている） (H28 障がい者基本計画策定のためのアンケート)	6.0%	20.0%

1 成年後見制度の充実

障がいのある人への成年後見制度の利用支援や、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成・活用の研修なども行い、成年後見制度等の利用を促進します。

施策・事業名	事業の内容
①成年後見制度の充実	認知症や精神障がいなどにより意思表示が困難な高齢者等の権利を擁護するために、成年後見制度があります。今後は、成年後見制度を利用する必要があると認められるか否かにかかわらず、経済的な理由などで制度を利用できない方を対象とした事業の普及と利用支援に取り組みます。 【具体的な事業】 ・成年後見制度利用支援事業
②日常生活自立支援事業の充実	契約能力がある場合については、福祉サービス利用に関する手続の援助や日常的な金銭管理や各種申請などを支援します。

2 障がい者虐待防止のための体制の整備

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が平成24年10月1日に施行されました。障がい者に対する虐待の予防及び早期発見、早期支援推進のため、障がい者の虐待を防止するための体制づくりに努めます。

施策・事業名	事業の内容
①虐待防止など人権に関する啓発の推進	障がい者に対する虐待防止のため、関係者に対する意識啓発、地域での取り組みに関する啓発を行います。
②虐待等への的確な対応のための体制整備	虐待の早期発見のためのチェック機能の強化と、警察や医療機関、民生児童委員などの関係団体との連携強化による速やかな連絡・連携体制の強化を図ります。 【具体的な事業】 ・上三川町障がい児・者相談支援センター事業

3 差別の禁止

障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づき、職員に対しては、適切に対応するために必要な研修を行い、住民に対しては、国・県の動向をみながら、町のホームページ等にて法の主旨の普及啓発に取り組みます。

施策・事業名	事業の内容
①差別の禁止の周知	障がい者に対する差別等について、広報紙での啓発やホームページの活用による情報提供を強化すると共に、各種行事等を活用し積極的な啓発活動に努めます。

アンケート、団体ヒアリングより・・・

アンケート結果では、障がいがあることで、差別や嫌な思いをしたことが「ある」と回答した人は 24.8%となっています。また、成年後見制度や合理的配慮、共生社会の認知度は低くなっており、これらの用語の周知を推進するとともに、障害者差別解消法に基づく合理的配慮を推進します。

第9節 余暇活動・社会参加の促進

生活の中での「ゆとり」や「生きがい」が求められており、特にスポーツ・文化活動への参加は障がい者にとって生活を豊かにするとともに、あらゆる社会活動への参加を積極的に促進します。

地域社会との交流や理解を深めるため、スポーツ・レクリエーション活動や文化活動への障がい者の参加を促進します。

また、すべての人が地域社会の一員として、あらゆる分野の活動に参加するためには、まず、その障がいの種類や程度に応じた保育・教育への支援が不可欠です。

障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に活動することを通じてお互いの理解が深められるよう、交流教育や統合保育を推進し、成人期においては、雇用・就労の促進を図るとともに、スポーツ、文化、芸術活動の支援を行います。

障がいのある人がその興味と適性に応じて様々な社会活動に参加し、生きがいを持って生活していくための施策の充実を図ります。

【施策】

- | | |
|---|------------------|
| 1 | スポーツ・レクリエーションの充実 |
| 2 | 社会参加活動の促進 |

【評価指標】

項目	現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 35 年度)
高齢者・障がい者スポーツ大会参加者数 (障がい者)	53 人	70 人
趣味やスポーツで外出する人の割合 (H28 障がい者基本計画策定のためのアンケート)	15.9%	30.0%

1 スポーツ・レクリエーションの充実

障がい者が、生きがいをもって、自分らしくいきいきとした生活を実現するために、スポーツやレクリエーションが楽しめるよう、様々な配慮や環境整備、情報や活動機会の積極的な提供に努めます。また、地域社会との交流や理解を深めるため、あらゆる社会活動への障がい者の参加を促進します。

施策・事業名	事業の内容
①障がい者に配慮したスポーツ・レクリエーションの振興	<p>障がい者がスポーツ・レクリエーション活動に気軽に親しむことができるよう、施設の整備・改善やスポーツ指導者の育成・確保、スポーツ・レクリエーションに関する情報の効果的な提供を行います。また、健康の保持や障がいの有無を問わず交流を広げることができるよう、障がい者を対象とした競技スポーツやニュースポーツなど生涯スポーツの振興を推進します。さらに、障がい児の健康保持とレクリエーション活動を通じた仲間づくりを推進します。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者、障がい者スポーツ大会、にこにこ水中運動教室

2 社会参加活動の促進

障がい者が生涯学習や文化活動などに積極的に参加して、生きがいのある生活を送れるよう、各種活動への参加の機会の拡大と支援のための環境の整備を行います。

施策・事業名	事業の内容
①生涯学習機会の充実	<p>障がい者の社会参加を促すための生涯学習機会の充実を行います。また、指導者の育成や芸術・文化活動に関する情報提供を充実します。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公民館における世代別の基本講座、イベントの開催、生活技術、趣味等、生活向上のための講座
②障がい者への文化・芸術活動の提供	<p>障がい者に対する町内の文化活動団体等の紹介や活動の普及を行います。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書館におけるバリアフリー映画会の開催、文化祭会場への手話通訳者の配置
③障がい者への生涯学習関連情報の提供	<p>障がい者福祉に関する資料の収集と広く住民への提供を行います。また、録音図書や大活字本など、障がい者に配慮した図書の収集と利用促進を図ります。</p> <p>【具体的な事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンフレットなどによる生涯学習情報の提供

アンケート、団体ヒアリングより・・・

アンケートでは、今後行いたいこととして、「趣味などのサークル活動」、「スポーツやレクリエーション」、「地域の行事や祭りへの参加」という回答がそれぞれ3位、4位、5位となっており、余暇活動や社会参加へのニーズが高くなっています。また、団体ヒアリングにおいても、地域での生活を望む声が多くなっており、障がいのある方が住みやすい地域づくりを行うとともに、余暇活動や地域の行事、生涯学習や文化活動へ参加しやすい体制づくりを行います。

第5章 計画の円滑な推進

第1節 各主体の役割と連携体制の強化

この計画を推進するに当たっては、すべての住民が障がいと障がい者に対する理解を深め、社会的関心を高めていくとともに、行政はもとより、障がい者、家庭、地域社会、学校、団体、企業などが、それぞれの役割を果たしながら、互いに連携・協力し、施策の展開を図っていくことが求められています。

1 地域社会

地域における多様な人々との交流を通し、障がい者が参加できる行事や地域活動の機会を設けるとともに、近隣が互いに助け合う地域づくりを進めるなど、障がい者やその家庭を地域の中で支援する体制づくりが重要です。

2 学校

障がいのある子ども一人ひとりが、個性の伸展を図り、社会的な自立や社会参加を促進するため、障がいの特性や程度に応じたきめ細かな指導を通して、持てる力を最大限に発揮できるような適切な教育を推進することが必要とされています。

また、障がいのない児童・生徒が、障がいのある児童・生徒に対して、正しい理解と認識を深め、思いやりや豊かな心の育成を図るために、交流教育や福祉教育を拡充し、障がいに対する意識面でのバリアフリーに努めていくこともとても重要です。

3 団体

障がい者関係団体などの役割として、障がい者やその家庭の福祉の向上を目指し、自立した自主的な運営ができるように努めるとともに、地域住民の理解を一層深めるための働きかけを行っていくことが求められています。

4 事業所

障がい者が安定した生活を営むためには、障がい者の雇用や障がい者の適性と能力に応じて、障がいのない人と共に生きがいを持って働けるような職場づくりが望まれています。

さらに、事業所自らも地域社会の構成員であるという自覚のもとに地域に貢献していくことが、今後の大切な役割の一つとして期待されています。

5 行政

町の役割は、住民の総合的な福祉の向上を目指して、広範にわたる障がい者施策を総合的かつ、一体的に推進することです。

そのためには、各主体の役割を踏まえながら、地域社会の連帯の条件整備に努め、行財政の効率的な運営と執行体制を整備するとともに、当事者や障がい者を支える家族などのニーズを的確に把握し、地域の特性に応じたきめ細かな施策を推進することが求められています。

そして、施策の展開に当たっては、たえず地域の創意、地域からの発想を汲み取り、創造的な展開を図っていきます。また、政策の形成過程も含めて、障がい者のまちづくりへの参加機会を拡充しながら、必要な情報を的確に提供し、住民の参加と連帯に支えられた事業運営に努めていくことが重要です。

第2節 計画の推進と進捗管理

本計画に掲げた施策は、地域生活、教育、労働、保健、生活環境、権利擁護など、幅広い分野に渡るとともに、障がい者それぞれのライフスタイルに合わせての一貫した支援が必要なことから、関係機関が連携し、総合的かつ一体的に、また、着実に施策を推進していく必要があります。そのため、計画の進捗状況の確認や推進方策に関する意見を求めながら、総合的な取り組みを進めていきます。

1 推進基盤の整備

ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるように、ライフステージの各段階において能力を最大限発揮しながら、自立した生活を目指すことを支援していきます。また、障がい者のあらゆる社会経済活動への参画を支援する計画の推進に当たっては、施策が効果的かつ効率的に実施されるように担当間や関係行政機関、障がい者団体、民生児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体などとの連携を図ります。

2 PDCAサイクルの導入

計画は、障がい者の生活に必要な障がい福祉サービス等の提供の確保に向けて推進されるものであり、関係者及び関係機関が目標及び評価指標等を共有し、その達成に向けて連携するとともに、その進捗状況を確認しながら、工夫・改善を重ね、着実に取組を進めていくことが必要になります。

そのため、計画の進捗管理については、定期的にその進捗を把握し、分析、評価のうち、課題等がある場合には随時、対応していきます。また、計画に定める事項について、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認められるときは、計画を変更し、その他の必要な措置を講じます。

資料編

1 用語集

用語	解説
ADHD（注意欠如多動性障害）	多動性・衝動性と注意力の障がいの特徴とする行動の障がい。
LD（学習障害）	全般的な知的発達に遅れはなく、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどのうち、特定の能力の習得や使用に著しい困難がある状態。
PDCA	事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つで、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善すること。
アセスメント力	事象に対して客観的に捉え、その内容に関して評価する力のこと。
インクルーシブ教育	障がいのある子どもも、ない子どもも、誰もが地域の学校で共に学べる教育のこと。
エンパワメント	社会、組織の構成員ひとりひとりが、発展や改革に必要な力をつけること。
音声コード	紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元のバーコード。
共生社会	「障がいのある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支えあって暮らす」ことを目指す社会のこと。
高機能自閉症	対人関係や言語の発達の遅れ、限定された興味やこだわりがあるが知的発達の遅れを伴わない障がい。
合理的配慮	障がいのある人が日常生活や社会生活を送る上で妨げとなる社会的障壁を取り除くために、状況に応じて行われる配慮のこと。例えば、筆談や読み上げによる意志の疎通、車いすでの移動の手助け、学校・公共施設などのバリアフリー化などをいい、過度の負担にならない範囲で提供されるべきもの。
災害時要援護者登録制度	災害発生時に一人で避難することが困難な要援護者について、地域の方の協力により安否確認や避難支援を速やかに行う体制づくりのために町で実施している制度。
支援費制度	障がい者がサービスを選択し、サービスの利用者とサービスを提供する施設・事業者とが対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用するという制度。

用 語	解 説
障がい者基本計画	障害者基本法第 11 条第 3 項に規定された法定計画(内閣府所管)。町総合計画「基本構想」の障がいのある人に係る部門計画として位置づけられ、健康・福祉・雇用・教育等にわたる障がい者施策の総合基本計画。
障がい福祉計画	障害者総合支援法第 88 条に規定された法定計画(厚生労働省所管)。障がい者基本計画の一分野の「生活支援」を中心とした障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の数値目標を掲げる実施計画。
身体障がい者手帳	身体障害者福祉法に基づき、都道府県知事又は指定都市の市長が交付する手帳。交付を受けた者は、各種の福祉サービスを受けられる。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい③音声障がい・言語障がい又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障がい等)で、障がいの程度により 1 級から 6 級に分けられる。
情報アクセシビリティ	年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要とする情報に簡単にたどりつけ、利用できること。
スーパーバイズ	援助実践者の上司が援助者実践者を監督する、指導すること。
スクリーニング	集団健診等で目的とする疾病について、潜在的な異常値を示す人やすでに発症している人を選び出す医学的な手法。
精神障がい者保健福祉手帳	精神障がいのため、長期にわたり日常生活又は社会生活への制限がある者に対して、交付される手帳。統合失調症、そううつ・うつ病、てんかん、その他の精神疾患すべてが対象となる。各種の支援施策の推進、障がい者の社会復帰・自立・社会参加の促進を図ることを目的として、障がいの程度により 1 級から 3 級に分けられる。
成年後見制度	知的障がい、精神障がい、認知症などの理由で判断能力の不十分な方の財産や権利を保護するための制度。法定後見(判断能力が衰えた後)と任意後見(判断能力が衰える前に将来のことを決めておく)がある。法定後見には、①後見:ほとんど判断ができない人が対象、②保佐:判断能力が著しく不十分な人が対象、③補助:判断能力が不十分な人が対象、の 3 類型がある。
措置制度	福祉サービスを受ける要件を満たしているかを判断し、また、そのサービスの開始・廃止を法令に基づいた行政権限としての措置により提供する制度。

用 語	解 説
地域自立支援協議会	地域における障がい福祉に関する関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議体。
地域福祉計画	市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定については、社会福祉法に規定され、住民参加の地域福祉体制を構築し、地域住民が安心できる生活を継続するための地域づくりに資する計画。
デマンド	需要、要求の意味であり、町ではデマンド交通として「かみたん号」を運行し、乗り合い方式により目的地まで送迎する事業を実施している。
特別支援学校	視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者、病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服・改善し、自立を図るために必要な知識や技能を育てることを目的とする学校。幼稚部、小学部、中学部、高等部に区分され、特別な支援が必要とされている幼児・児童生徒の教育に関し、必要な助言や支援を行うことから、地域の特別支援教育センター的な役割を担っている。
ニーズ	一般的には要望や需要のことをさします。社会福祉援助においては人間が社会生活を営むために欠くことのできない基本条件を持っていない状態の時、ニーズを持っていると判断する。
ノーマライゼーション	障がい者が他の人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方。
発達障がい	平成17年4月から施行された「発達障害者支援法」には、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして定義される。
バリアフリー	バリアとは障壁のことで、日常生活の支障となる障壁を取り除いた生活空間のあり方をいいます。障壁とは、物理的、制度上、精神的、意識上など社会生活のあらゆる面におけるものを指す。
ピア・サポート	同じ問題を抱える者が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合うこと。
ユニバーサルデザイン	文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計(デザイン)。
要約筆記	聴覚障がい者への情報保障手段の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えること。筆談要約筆記、OHP要約筆記、パソコン要約筆記等がある。

用 語	解 説
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階。家族については新婚期・育児期・教育期・子独立期・老夫婦期などに分けられる。
リハビリテーション	身体的、精神的、社会的な障がいを持つ人の、機能、能力、社会生活の全人格的回復や促進を目的とする、専門技術による支援のこと。
療育手帳	児童相談所又は障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して交付される手帳。療育手帳を所持することにより、知的障がい児(者)は一貫した指導・相談を受けるとともに、各種の援護措置を受けやすくなることを目的としている。手帳の交付は、都道府県知事または指定都市の市長が行い、交付される手帳には、障がいの程度による判定区分は各都道府県により異なり、栃木県では「A1」、「A2」「B1」「B2」に分けられる。

2 上三川町障がい者基本計画策定の経過

日 程	協 議 内 容 等
平成28年6月24日	第1回上三川町地域自立支援協議会 ・上三川町障がい者基本計画策定スケジュールについて
平成28年7月22日 ～8月5日	上三川町障がい者基本計画策定のためのアンケート調査実施
平成28年8月24日	上三川町障がい者基本計画策定に係る話し合い ・上三川町手をつなぐ育成会
平成28年8月25日	上三川町障がい者基本計画策定に係る話し合い ・アイの会
平成28年8月29日	上三川町障がい者基本計画策定に係る話し合い ・上三川町身体障害者福祉会
平成28年9月30日	上三川町障がい者基本計画策定に係る話し合い ・ろう者の会
平成28年11月28日	第2回上三川町地域自立支援協議会 ・上三川町障がい者基本計画素案について
平成28年12月12日 ～平成29年1月10日	パブリックコメントの実施
平成29年1月30日	第3回上三川町地域自立支援協議会 ・障がい者基本計画について

3 上三川町地域自立支援協議会設置条例

平成19年9月14日

条例第32号

改正 平成23年3月17日条例第3号

平成25年3月25日条例第22号

平成28年3月17日条例第13号

(設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく障害者施策の実施にあたり、障害者の自立生活や社会参加の支援に必要なサービスの調整のため、上三川町地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 障害者基本計画及び障害福祉計画の策定に関すること。
- (2) 障害福祉施策の具体化方策に関すること。
- (3) 相談支援体制の評価に関すること。
- (4) 困難事例への対応のあり方、調整に関すること。
- (5) 総合的な自立支援ネットワーク構築に関すること。
- (6) 障害者の就労支援に関すること。
- (7) その他町長が必要と認めること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は非常勤特別職とする。

3 委員は、次に掲げる者の中から町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 公募による委員
- (3) 町民生委員
- (4) 社会福祉法人上三川町社会福祉協議会理事
- (5) 保健・医療関係者
- (6) 相談支援関係者
- (7) 教育関係者
- (8) 障害福祉団体関係者
- (9) 障害福祉事業者
- (10) 学識経験者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は原則公開とする。ただし、個人の情報を保護する必要がある場合には、協議により非公開とすることができる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、福祉課に置く。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日以後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。

3 この条例の施行の日以後、最初に招集される委員会の会議は、第6条の規定にかかわらず、町長が招集する。

(上三川町障害福祉計画策定委員会設置条例の廃止)

4 上三川町障害福祉計画策定委員会設置条例(平成18年上三川町条例第40号)は、廃止する。

附 則(平成23年条例第3号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第22号)抄

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成28年条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

4 上三川町地域自立支援協議会委員名簿

(敬称略)

	区 分	所 属	氏名	部会
1	町議会議員	町議会産業厚生常任委員会委員長	稲川 洋	就労
2	町議会議員	町議会産業厚生常任委員会副委員長	稲葉 弘	移動
3	公募委員		荒川 孝一	就労
4	公募委員		鈴木 礼子	移動
5	町民生委員 (※)	町民生児童委員協議会	野口 時男	子ども
			河原 昭市	
6	社会福祉法人上三川町 社会福祉協議会理事	上三川町社会福祉協議会	○柴田 利江	移動
7	保健・医療関係者	小山富士見台病院	大久保 愛	相談支援
8	保健・医療関係者	県南健康福祉センター	児玉 みどり	相談支援
9	相談支援関係者	上三川障がい児者生活相談支援センター	山崎 真帆子	子ども
10	教育関係者	国分寺特別支援学校	齋藤 琢磨	就労
11	障がい福祉団体関係者	町身体障害者福祉会	大島 淑江	移動
12	障がい福祉団体関係者	町手をつなぐ育成会	鬼頭 行尚	啓発
13	障がい福祉団体関係者	町ろう者の会	吉成 豊	啓発
14	障がい福祉団体関係者	アイの会	山口 静子	啓発
15	障がい福祉事業者	(有) ケアサポートセンター ビスケット	◎菅沼 功	相談支援
16	障がい福祉事業者	上三川ふれあいの家ひまわり	牧岡 健	就労
17	障がい福祉事業者	就労移行支援事業所ここわ	高橋 和子	就労
18	障がい福祉事業者	一般社団法人地域サポーター ダククの会	小林 律子	啓発
19	障がい福祉事業者	トータスホーム	貝木 教子	啓発
20	学識経験者	栃木県社会福祉士会理事	高田 美保	移動

◎：会長 ○：副会長

※ 町民生委員の区分については、野口氏が平成28年11月末をもって民生委員を退任されたため、河原氏が残任期間を引き継ぎました。

上三川町障がい者基本計画

発行 平成29年3月

編集 上三川町福祉課

〒329-0696

栃木県河内郡上三川町しらさぎ一丁目1番地

TEL 0285-56-9128

ホームページ <http://www.town.kaminokawa.tochigi.jp>



©上三川町 かみたん